

第 2 監査対象の概要

2.1 札幌市の清掃事業の沿革

札幌市における清掃事業の沿革として、札幌市の清掃事業概要では、以下のように説明されている。札幌市が行ってきた清掃事業は明治 5 年から 140 年以上の歴史があり、ごみ捨て場の設置に始まり、収集システム、計画的処理、処理施設更新、適切な行政事業のための条例制定など、現在までそれぞれの時代に応じた清掃事業の変革が示されている。

また、排出の当事者である市民との関係についても、その収集の仕方や料金体系など、時代に沿った変化の重要性を歴史上も示していると考えられる。

清掃事業の変革

街の衛生美観については、開拓時代から特に留意されており、明治 5 年（1872 年）「往来御許しこれ無き場所へ水を流しかけ、或は不浄の品を投げ捨て、溝堀に塵芥投入候儀相成らざること」（道路取締九則）を定めて、環境衛生に着手したことからはじまる。

明治 6 年（1873 年）には開拓使から布達が出され「当庁下これまで塵芥取捨場相定めざるをもって、川筋或は道路等へ投捨て置き候様の心得違ひ往々これあり、その不潔たるは勿論第一不体裁の儀につき、このたび左の場所、塵芥取捨場に相定め候。(中略)ただし、本文の場所へは塵芥捨場と記せし榜を置けり」とされ、ごみ捨て場が設けられたことが記されている。

明治 15 年（1882 年）には「札幌市街掃除規則」が制定され市民の清掃責任範囲及び塵芥投棄場所が定められた。

明治 18 年（1885 年）には、「札幌市街道路掃除法」が制定され、「掃除の責任は現住者にあるが、区役所は塵芥を運搬するため 4 月から 10 月まで請負人を設ける。この請負人は人夫と馬車を準備し毎日市街を巡回して各戸に取りまとめてある塵芥を捨場に運搬する。住民は掃除した塵芥を桶或いは箱などに各自まとめておく」というもので、現在のごみ収集システムにほぼ近い制度が実現している。

明治 33 年（1900 年）汚物掃除法が制定されたのに伴い、札幌市も全国に先がけて明治 34 年（1901 年）に札幌区汚物掃除規程を制定、ごみを計画的に運搬処理することになったのである。

し尿は明治 30 年（1897 年）し尿くみ取りを専業とする仲買人が集まり、し尿溜に貯蔵しそれを農民に売却したことがはじまりであり、昭和 5 年汚物掃除法の一部改正により、

し尿の自由くみ取りを禁止して、指導業者制度をとったが、昭和 16 年に業者が経営困難となり倒産したことを機会に、施設資材の一切を市が買い取り、同年 12 月 1 日から市営にしたものである。

戦後、環境衛生の確立が市政の重点施策に掲げられ、昭和 25 年全国に先がけて「札幌市清掃条例」を制定し、清掃事業の近代化に着手したが、昭和 29 年の「清掃法」制定に伴い清掃条例も全面改正し、汚物の定義・住民の義務等を明確に定めて衛生的な生活環境を維持するための基本が確立された。さらに昭和 45 年に「清掃法」が全面改正され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が制定されたのに伴い昭和 47 年に清掃条例も「札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和 47 年条例第 10 号）に全部改正した。

また、平成 3 年に排出ごみの抑制及び再利用を理念に廃棄物処理法が改正され、この趣旨を踏まえて平成 5 年に札幌市条例を「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」（平成 4 年条例第 67 号）に改正し、『リサイクル型社会』の構築を目指した。

し尿については、昭和 30 年に道内初の化学的処理場（北光処理場）が完成し、以後国の積極的な財政施策のもとに化学的処理場を逐次建設し、昭和 41 年には、合計 6 か所の処理場（総処理能力 1,468kL/日）が完成し、100%の衛生処理を実現した。

その後、昭和 41 年創成川下水処理場の完成をはじめとして、下水処理場の整備も急速に進み、水洗化が普及する中で、くみ取り量が次第に減少したため、昭和 51 年からし尿処理場を順次廃止し、下水投入に切り替えることとして、平成 5 年度にクリーンセンター（手稲山口）の建設に着手し、平成 7 年 3 月から稼働している。

ごみの収集については、昭和 38 年からごみ箱収集及び賦課制手数料を廃止し、従量制手数料による持寄り収集制度を採用した。以来、機動力の充実、収集地域の拡張等により街の衛生美観は著しく向上した。

しかし、立会いのいらぬ収集方法や手数料無料化を望む世論が高まってきたため、昭和 45 年度から 46 年度にかけて、立会い不要のステーション収集方式に切替えた。

昭和 47 年 4 月 1 日からは一般家庭のごみ手数料の無料化を実施するとともに、未収集地域の解消につとめ、市全域を処理計画区画（作業区域）としている。

ごみの減量・資源のリサイクル推進については、平成 9 年 10 月から大型ごみの戸別収集を始めたほか（平成 10 年 1 月から有料収集）、平成 10 年 10 月からは、びん・缶・ペットボトルの資源物収集を開始し、あわせて分別の徹底や危険物の混入防止のため、中身の見えるごみ袋の使用を義務づけた。

また、平成 12 年 4 月からの「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する

法律」(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)の全面施行により、同年7月から全市でプラスチック収集を開始し5分別体制へと移行した。その後、平成13年4月の「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号。通称「家電リサイクル法」)の施行に伴い、家電4品目(テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫(平成16年4月から対象)、洗濯機、エアコン)と、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号。通称「資源有効利用促進法」)に基づき平成16年3月からは家庭用パソコンについて、事業者によるリサイクルルートが確立したことから、札幌市の収集対象から除外した。

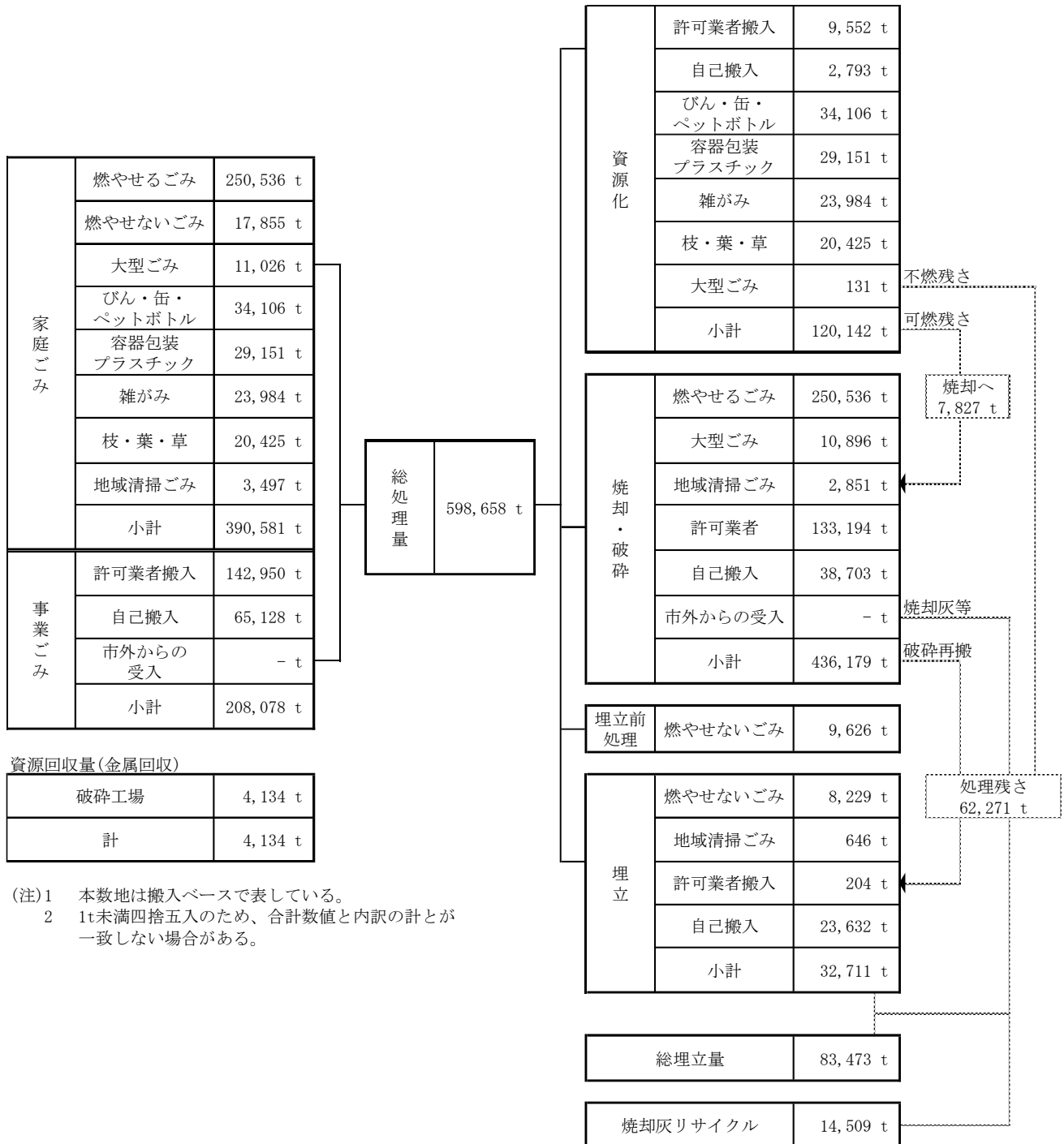
一方、リサイクル思想の普及啓発を図るため、平成10年10月にリサイクルプラザ発寒工房を開設し、平成12年8月には西区に生涯学習総合センターと併設したリサイクルプラザがオープンした。

一方、ごみ処理については、昭和46年に発寒清掃工場(後の発寒第二清掃工場:平成14年3月に廃止)が完成し、可燃ごみ焼却体制への第一歩を踏み出し、昭和49年に厚別清掃工場(平成14年8月に廃止)、昭和55年に篠路清掃工場(平成23年3月廃止)及び篠路粗大ごみ破碎工場、昭和60年に駒岡清掃工場、昭和61年に駒岡粗大ごみ破碎工場、平成4年に発寒清掃工場、平成10年に発寒破碎工場、平成14年11月には灰溶融炉を備えた白石清掃工場を整備した。不燃ごみ(一部は破碎処理)や清掃工場の焼却灰等は、山本及び山口の2処理場で埋立処分を行っており、埋立後は、札幌の周囲約100kmを緑の帯で包む「環状グリーンベルト構想」の一環として整備を進めている。また、ごみの資源化・有効利用を促進するため、平成2年に紙くず・木くずなどのごみから固形燃料を生産するごみ資源化工場を整備し、選別施設として平成10年には中沼資源選別センター及び駒岡資源選別センター(資源選別センターの設置主体は財団法人札幌市環境事業公社)、平成12年には中沼プラスチック選別センター、平成21年に中沼雑がみ選別センターを整備している。

平成6年度から市内発生 of 事業系廃棄物の永続的な処理システムを確立し、良好な都市環境を維持するために東区中沼町に札幌市リサイクル団地の造成に着手し、平成8年度に基盤造成が終わった。平成21年7月からは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集などの新ごみルールを導入した。

2.2 札幌市の平成 27 年度廃棄物処理の状況

平成 21 年度の有料化以降ごみ減量化が進んでいる。平成 27 年度におけるごみの処理状況は以下とおりである。



(注)1 本数地は搬入ベースで表している。
 2 1t未満四捨五入のため、合計数値と内訳の計とが一致しない場合がある。

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

2.3 平成19年度から平成27年度までの歳入・歳出決算額及び平成28年度予算額

歳入・歳出決算額及び平成28年度予算額

歳入歳出決算額の推移

①歳入決算額

(単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
環境費手数料・清掃事業手数料	4,587,156,586	4,240,267,636	7,333,631,517	7,150,407,790	6,963,106,054
家庭ごみ処理手数料	272,761,700	277,859,900	3,219,495,129	3,257,928,203	3,277,440,788
ごみ処分手数料	4,135,326,569	3,768,679,317	3,923,119,263	3,714,121,677	3,533,367,832
し尿処理手数料	134,820,090	135,443,113	140,696,204	138,896,497	138,550,264
その他	44,248,227	58,285,306	50,320,921	39,461,413	13,747,170
国庫支出金・道支出金	55,784,900	249,448,400	39,983,259	547,958,446	173,060,313
その他	2,212,997,991	2,487,241,166	1,416,011,251	4,427,685,552	2,323,637,010
市債	863,000,000	2,545,000,000	2,721,000,000	1,456,000,000	1,289,000,000
一般財源	12,232,654,142	12,143,306,157	12,037,202,982	10,068,150,157	8,839,987,751
合計	19,951,593,619	21,665,263,359	23,907,829,009	23,650,201,945	19,588,791,128

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
環境費手数料・清掃事業手数料	7,055,836,536	7,926,945,857	7,527,791,524	7,528,673,897	7,841,965,000
家庭ごみ処理手数料	3,251,095,270	3,538,138,128	3,290,551,000	3,280,323,500	3,542,488,000
ごみ処分手数料	3,627,659,644	4,200,838,378	4,054,762,500	4,071,303,307	4,091,818,000
し尿処理手数料	162,818,277	172,801,301	167,227,674	163,746,040	191,956,000
その他	14,263,345	15,168,050	15,250,350	13,301,050	15,703,000
国庫支出金・道支出金	36,221,100	132,223,200	190,861,000	232,871,700	13,560,000
その他	1,847,737,605	2,232,869,761	2,656,000,063	2,376,991,023	2,514,276,000
市債	1,012,000,000	1,330,000,000	3,048,000,000	2,820,000,000	2,459,000,000
一般財源	8,717,562,810	7,748,495,863	9,282,702,570	9,771,078,790	9,497,816,000
合計	18,669,358,051	19,370,534,681	22,705,355,157	22,729,615,410	22,326,617,000

※ 平成28年度の数値は当初予算額である。

②歳出決算額

(単位：円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ごみ処理費	12,049,852,451	14,218,470,669	16,935,787,590	17,010,853,072	13,469,970,573
ごみ処理費	9,438,397,441	9,361,934,550	11,888,888,504	10,996,171,364	10,273,600,262
清掃車両等管理・購入費	477,501,246	428,310,312	276,892,553	265,923,130	262,345,550
ごみ処理施設等建設・整備費	2,133,953,764	3,339,519,807	3,389,698,533	2,990,979,285	2,930,486,489
その他ごみ処理関係費	0	1,088,706,000	1,380,308,000	2,757,779,293	3,538,272
し尿処理費	584,233,048	546,041,744	544,925,651	540,759,790	230,506,831
し尿処理及び公衆便所維持管理費	584,233,048	546,041,744	544,925,651	540,759,790	230,506,831
職員費・職員給与(清掃関係分)	7,317,508,120	6,900,750,946	6,427,115,768	6,098,589,083	5,888,313,724
合計	19,951,593,619	21,665,263,359	23,907,829,009	23,650,201,945	19,588,791,128

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ごみ処理費	12,740,602,759	13,612,872,189	17,058,130,694	17,170,132,076	16,884,326,000
ごみ処理費	10,516,373,102	10,908,466,203	11,441,606,665	11,582,090,301	11,985,372,000
清掃車両等管理・購入費	269,731,838	429,561,495	464,135,893	314,102,122	359,245,000
ごみ処理施設等建設・整備費	1,954,497,819	2,274,844,491	5,152,388,136	5,273,939,653	4,539,709,000
その他ごみ処理関係費	0	0	0	0	0
し尿処理費	228,235,370	258,140,477	253,621,683	258,159,883	360,442,000
し尿処理及び公衆便所維持管理費	228,235,370	258,140,477	253,621,683	258,159,883	360,442,000
職員費・職員給与(清掃関係分)	5,700,519,922	5,499,522,015	5,393,602,780	5,301,323,451	5,081,849,000
合計	18,669,358,051	19,370,534,681	22,705,355,157	22,729,615,410	22,326,617,000

※ 平成28年度の数値は当初予算額である。

(札幌市平成28年度清掃事業概要)

各年度の決算額として平成21年度から手数料収入が前年度比60%増となっているのは、家庭ごみの収集について有料化により、札幌市指定のごみ袋の使用が開始されたためである。その他歳入増の要因としては、施設等整備のために市債の発行があるとそれが変動要

因となる場合が多い。

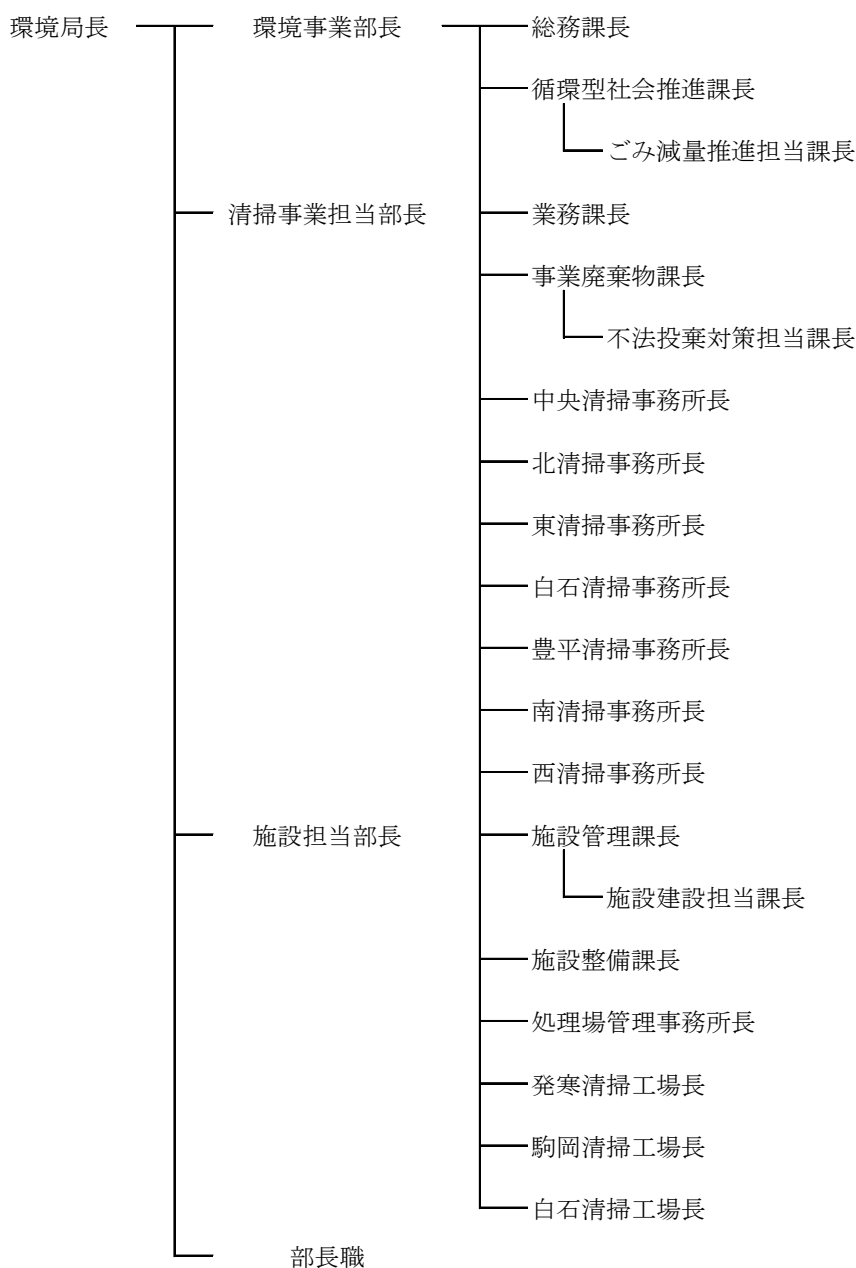
歳出の決算額の変動要因についても、施設整備費の支出の増減による場合が多い。

2.4 札幌市の清掃事業の機構

清掃事業に関する機構として、環境局環境事業部において総務課、循環型社会推進課、業務課、事業廃棄物課、施設管理課及び施設整備課が市役所本庁舎にあり、また、課に準ずる所として、各清掃事務所（中央、北、東、白石、豊平、南、西）、処理場管理事務所、各清掃工場（発寒、駒岡、白石）が市内各所にある。

機構図 平成 28 年 10 月 1 日現在

環境局



(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

2.5 札幌市の清掃事業各課所掌事務

札幌市の清掃事業を所管する環境局環境事業部各課（所）の所掌する事務は、以下のとおりである。

【総務課】

- 1 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- 2 環境行政の総合調整に関すること。
- 3 環境事業部及び環境都市推進部に所属する職員の労務改善に関すること。
- 4 環境事業部及び環境都市推進部の業務委託に係る契約に関すること。
- 5 札幌市環境事業公社との連絡調整の総括に関すること。
- 6 部内及び環境都市推進部の経理に関すること。
- 7 局内他部及び部内他課所の主管に属しないこと。

【循環型社会推進課】

- 1 循環型社会推進に係る企画、調査及び総括調整に関すること。
- 2 一般廃棄物処理に係る基本計画及び実施計画に関すること。
- 3 廃棄物減量等推進審議会の庶務に関すること。
- 4 家庭廃棄物処理手数料に係る事務に関すること。
- 5 家庭廃棄物の減量・資源化施策の企画及び推進に関すること。
- 6 家庭廃棄物の減量・資源化に係る普及啓発及び実践活動への支援に関すること。

【業務課】

- 1 家庭廃棄物（し尿を除く。通称「家庭ごみ」。以下同じ。）の収集運搬に係る調査研究及び計画の策定に関すること。
- 2 家庭廃棄物の処理に係る普及啓発及び住民組織等との連絡調整に関すること。
- 3 車両の管理及び整備に関すること。
- 4 車両事故の処理に関すること。
- 5 課所管施設の維持管理に関すること。
- 6 各清掃事務所との連絡調整に関すること。

【事業廃棄物課】

- 1 事業活動に伴う廃棄物を排出する事業者の指導監督に関すること。
- 2 廃棄物処理業の許可及び廃棄物再生利用業の指定並びにこれらの指導監督に関すること。
- 3 廃棄物処理施設に係る許可及び指導監督に関すること。
- 4 廃棄物処理施設設置等評価委員会の庶務に関すること。
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。
- 6 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に関すること。
- 7 不法投棄対策に係る総括調整に関すること。
- 8 たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱防止対策の総括調整並びに歩行喫煙の規制指導に関すること。

【各清掃事務所（中央・北・東・白石・豊平・南・西）】

- 1 家庭廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- 2 清掃指導に関すること。
- 3 不法投棄等の防止及び処理に関すること。
- 4 事務所の維持管理に関すること。

【施設管理課】

- 1 清掃施設の管理の総括に関すること。
- 2 清掃施設の計画及び設置等に関すること。
- 3 廃棄物処理の調整に関すること。
- 4 清掃事業に係る用地の取得及び支障物件の移転補償並びに代替地の取得及び処分に関すること。
- 5 廃棄物処理の調査研究及び廃棄物処理施設の検査に関すること。
- 6 廃棄物空気輸送管路施設に関すること。
- 7 中沼プラスチック選別センター及び中沼雑がみ選別センターに関すること。
- 8 処理場管理事務所及び各清掃工場との連絡調整に関すること並びにこれらの主管に属しないこと。

【施設整備課】

- 1 清掃施設の工事等に関する事。
- 2 清掃施設の保守整備に関する事。
- 3 清掃工場の定期整備等の設計・発注に係る調整に関する事。
- 4 清掃施設の整備計画の調整に関する事。

【処理場管理事務所】

- 1 廃棄物（し尿を除く。）の受入れ及び埋立処分に関する事。
- 2 埋立地（排水処理施設を含む。）の整備及び維持管理並びに埋立地の跡地整備等に関する事。
- 3 し尿の収集運搬及び受入れに関する事。
- 4 公衆便所に関する事。
- 5 事務所等の維持管理に関する事。

また、処理場管理事務所ではクリーンセンターの管理運営も行っている。

【各清掃工場（発寒、白石、駒岡）】

- 1 廃棄物（し尿を除く。）の受入れ及び焼却処分に関する事。
- 2 発電所の運転に関する事。
- 3 余熱の使用及び供給に関する事。
- 4 粗大ごみ破碎施設の運転に関する事。
- 5 工場施設の維持管理に関する事。
- 6 旧篠路清掃工場施設の維持管理（雑がみ保管を含む。）に関する事（白石に限る。）。
- 7 ごみ資源化工場に関する事（白石に限る。）。

環境省が定めた一般廃棄物会計基準での部門の機能別による分類・定義は以下のとおりである。札幌市における各課の経費についてこの機能別分類によりおおまかに括ると、収集運搬部門としては、業務課の家庭ごみの収集経費であり、事業系廃棄物については環境事業公社が行っているため、この収集運搬部門に該当する経費ではない。中間処理部門、最終処分部門、資源化部門は施設管理課、施設整備課、処理場管理事務所及び循環型社会推進課の一部の経費が該当する。管理部門は総務課及び他課の総務的業務を行っている担当に係る経費が該当することになる。これらの部門ごとの費用分析が進むとそれぞれの経済的効果の測定に役立つものとなる。

各部門の定義

作業部門	収集運搬部門	<p>収集運搬とは、回収拠点等から一般廃棄物を中間処理施設・資源化施設等まで収集し、運搬することを指す。管路収集運搬を含む。</p> <p>収集運搬業務を担う部門を収集運搬部門という。</p>
	中間処理部門	<p>中間処理とは、焼却（溶解・スラグ化を含む。発電・熱利用を含む。）、ごみ固形燃料化、資源化を目的としない埋立処分のための破碎、減容化等を指す。</p> <p>中間処理業務に加え、中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を中間処理部門という。</p>
	最終処分部門	<p>最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残さ、処理残さの埋立処分を指す。最終処分業務を担う部門を最終処分部門という。</p>
	資源化部門	<p>資源化とは、廃棄物を再生利用するために必要な選別、圧縮及び梱包や堆肥化、飼料化等を指し、生ごみ等バイオマスのメタン化等を含む。</p> <p>処理工程との一体性から焼却処理に伴う焼却残渣のスラグ化等再生利用や、廃棄物発電は資源化部門ではなく中間処理部門とする。</p> <p>資源化業務に加え、資源化後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務、及び資源化後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務を担う部門を資源化部門という。</p>
管理部門	<p>作業部門の管理を行う部門を管理部門という。</p>	

2.6 平成 28 年度各課担当と清掃事業との関係について

ここでは、各課が担当している平成 28 年度の各計画・施設管理・具体的清掃事業との関係について概観する。

I スリムシティさっぽろ計画の担当課とその内容

スリムシティさっぽろ計画及びその改定は、現在、循環型社会推進課が担当し、その策定にあたっている。その具体的内容は以下のとおりである。その他の廃棄物処理基本計画や年度別の処理計画も循環型社会推進課が担当している。

1 スリムシティさっぽろ計画の策定

札幌市は、平成 20 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定した。

この「スリムシティさっぽろ計画」においては、平成 29 年度を目標年度（計画期間：10 年間）とし、前計画のごみ量管理目標である「廃棄ごみ量」、「リサイクル率」及び「埋立処分量」について、さらに高い目標値を設定するとともに、清掃工場 1 か所廃止を目指して、新たに「焼却ごみ量」の減量を数量目標に設定した。

また、これらの高い目標の達成に向けて、ごみ減量効果を最大限に高めるため、同計画では、「雑がみ」の分別収集など、ごみ減量・リサイクルに取り組める具体的な施策をさらに拡充していくとともに、経済的な動機付けとして家庭ごみの有料化の実施を掲げた。

そして、この計画に基づき平成 21 年 7 月から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を含む「新ごみルール」を実施し、市民の理解と協力により焼却ごみの減量が順調に進んだことから、平成 23 年 3 月末をもって清掃工場 1 か所を廃止することができた。

2 スリムシティさっぽろ計画（改定版）の策定

平成 24 年 7 月、札幌市は札幌市廃棄物減量等推進審議会（第 7 期）に対し、「市民力の活用」、さらには「限られた財政状況の中で最大限の効果」という 2 つの観点から計画改定の方向性について諮問した。

これ以降、同審議会では、専門のグループ会議を設けて個別の課題について集中的に

検討するなど、活発な議論を重ね、平成 25 年 7 月、「発生・排出抑制の促進」や「生ごみ減量・資源化の促進」、「より積極的な普及啓発の展開」等の提言を盛り込んだ「スリムシティさっぽろ計画の改定について（答申）」をとりまとめた。

この答申に盛り込まれた提言の趣旨や、平成 25 年 10 月に策定した札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性などを踏まえ、「環境首都・札幌」を目指してさらなるごみの減量・資源化に取り組んでいくため、平成 26 年 3 月、「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定した。

3 スリムシティさっぽろ計画の数量目標

「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」では、前計画のごみ量管理目標である「廃棄ごみ量（全体）」・「家庭から出る廃棄ごみ量」・「リサイクル率」・「焼却ごみ量」・「埋立処分量」に加えて、燃やせるごみの 4 割を占める生ごみに着目した「家庭から出る生ごみ量」を新たなごみ量管理目標に掲げた 6 つのごみ量管理目標について、平成 29 年度までの最終目標値を設定している。

(1) 廃棄ごみ量全体の減量目標

① 目標

廃棄ごみ量全体	平成 24 年度実績（49.0 万 t）に比べ、平成 29 年度までに 3.0 万 t 以上減量
---------	--

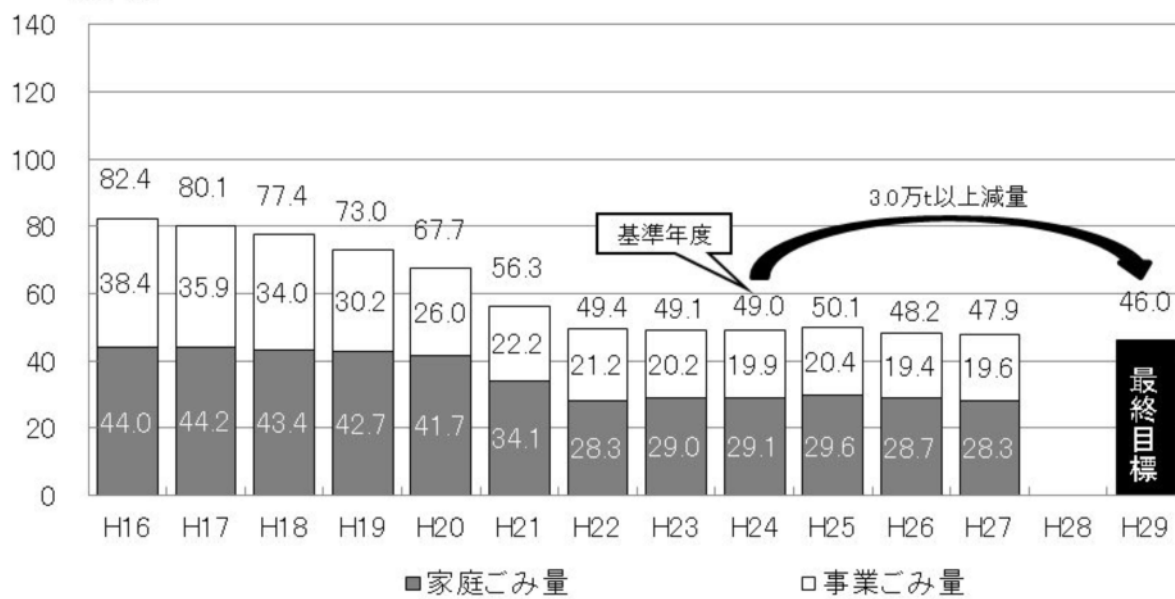
※ 廃棄ごみ：焼却処理や埋立処分しなければならないごみ（対象区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ（資源化分を除く）、地域清掃ごみ）

② 平成 27 年度実績

平成 27 年度の廃棄ごみ量は 478,516t となり、平成 24 年度の 490,367t に比べ 11,851t の減少となった。

【万t】

図1 ごみ減量目標(廃棄ごみ)



(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

(2) 家庭から出る廃棄ごみ量の減量目標

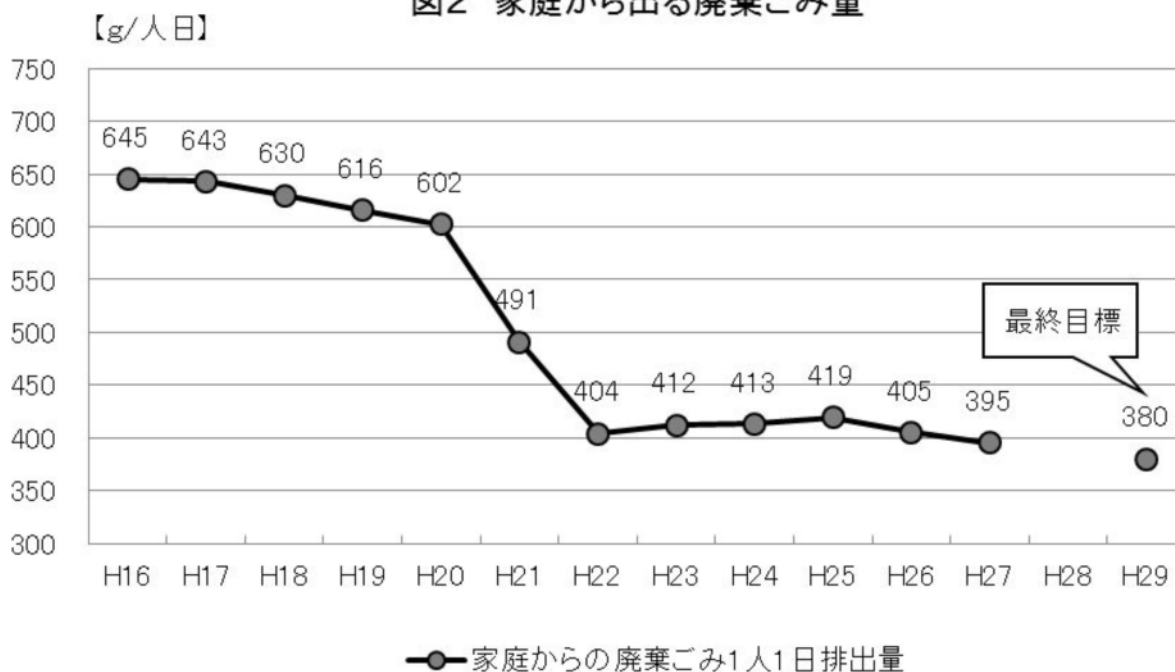
① 目標

家庭から出る廃棄ごみ量 (1人1日当たり)	平成 24 年度の 413 g に対し、 平成 29 年度までに 380 g 以下
--------------------------	--

② 平成 27 年度実績

平成 27 年度の家庭から出る 1 人 1 日当たりの廃棄ごみ量は 395g となり、平成 24 年度の 413g に比べ 18g の減少となった。

図2 家庭から出る廃棄ごみ量



(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

(3) 家庭から出る生ごみ量の減量目標

① 目標

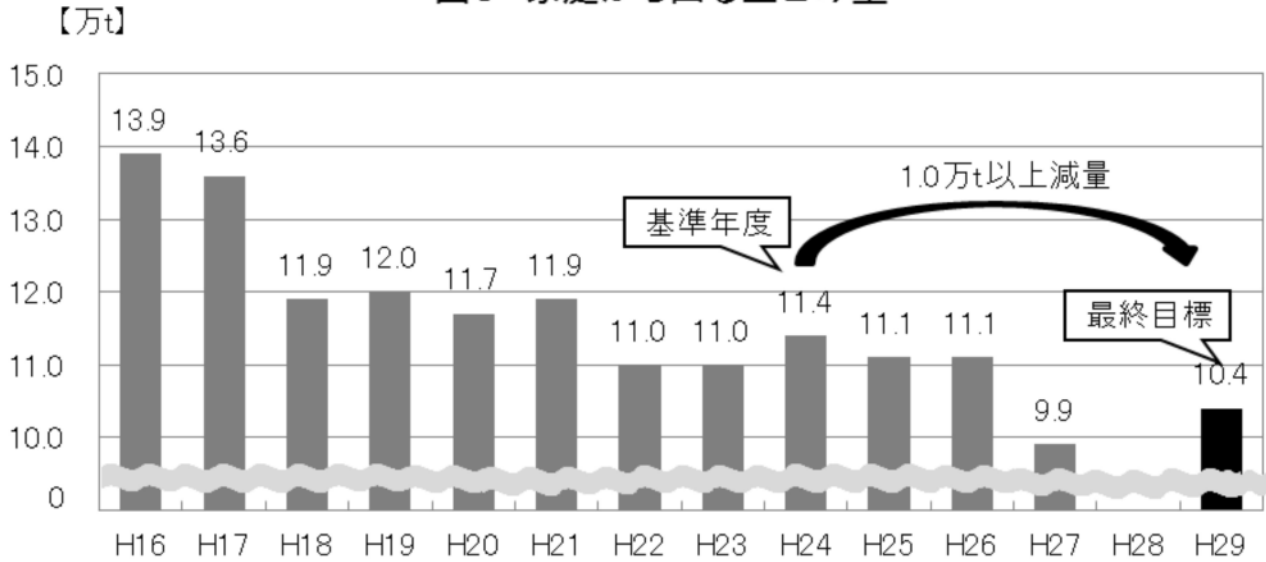
家庭から出る生ごみ量	平成 24 年度実績 (11.4 万 t) に比べ、 平成 29 年度までに 1.0 万 t 以上減量
------------	--

② 平成 27 年度実績

平成 27 年度の家庭から出る生ごみ量は 98,606t となり、平成 24 年度の 113,577t

に比べ 14,971t の減少となった。

図3 家庭から出る生ごみ量



(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

(4) リサイクル目標 (リサイクル率)

① 目標

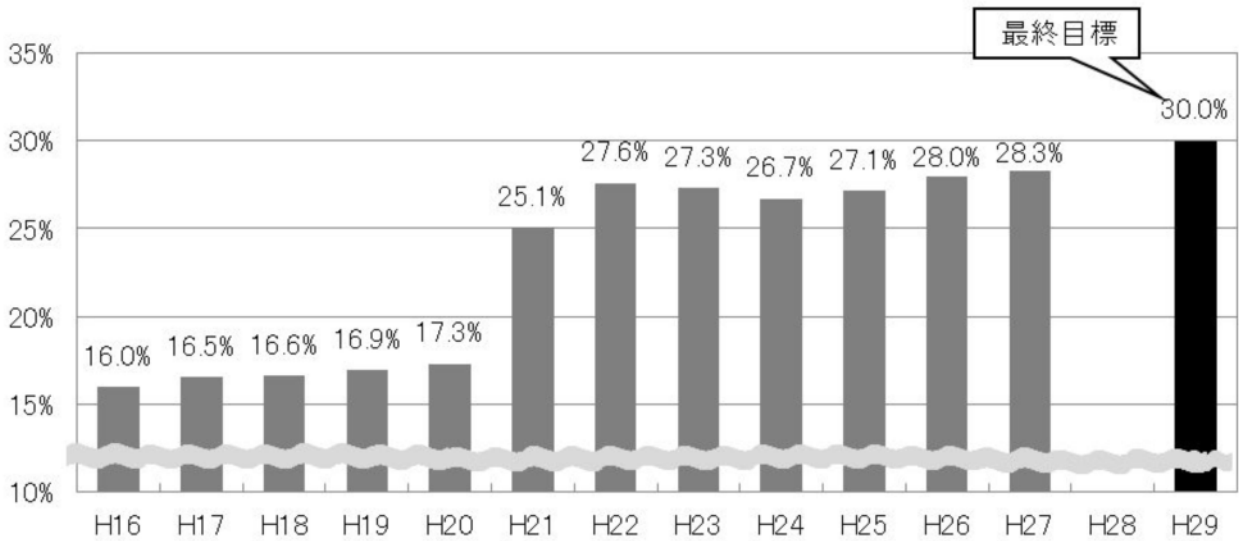
リサイクル率	平成 24 年度の 26.7% に対し、 平成 29 年度までに 30% 以上
--------	--

$$\text{※ リサイクル率} = \frac{\text{リサイクル量 (集団資源回収・拠点回収量含む.)}}{\text{札幌市が処理するごみ量 + 集団資源回収量 + 拠点回収量}} \times 100$$

② 平成 27 年度実績

平成 27 年度のリサイクル量は 186,530t となり、平成 27 年度のリサイクル率については、平成 24 年度の 26.7% に比べ、1.6 ポイント増の 28.3% となった。

図4 リサイクル目標(リサイクル率)



(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

(5) 焼却ごみ量の減量目標

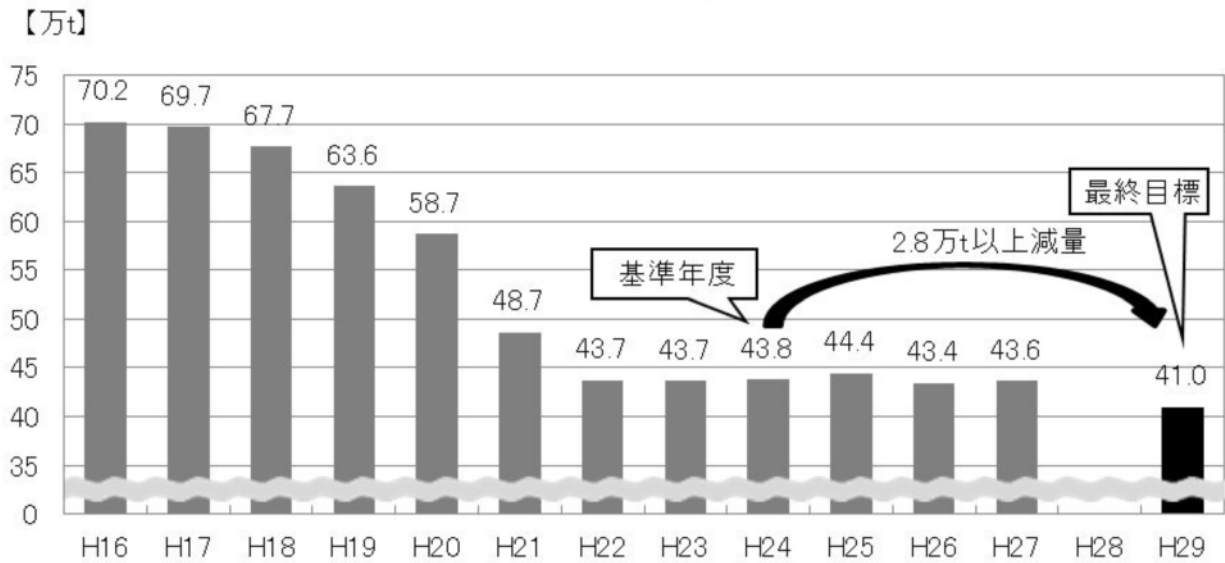
① 目標

焼却ごみ量	平成 24 年度実績 (43.8 万 t) に比べ、 平成 29 年度までに 2.8 万 t 以上減量
-------	--

② 平成 27 年度実績

平成 27 年度の焼却ごみ量は 436,179t となり、平成 24 年度の 438,269t に比べ 2,090t の減少となった。

図5 焼却ごみ量の減量目標



(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

(6) 埋立処分量の減量目標

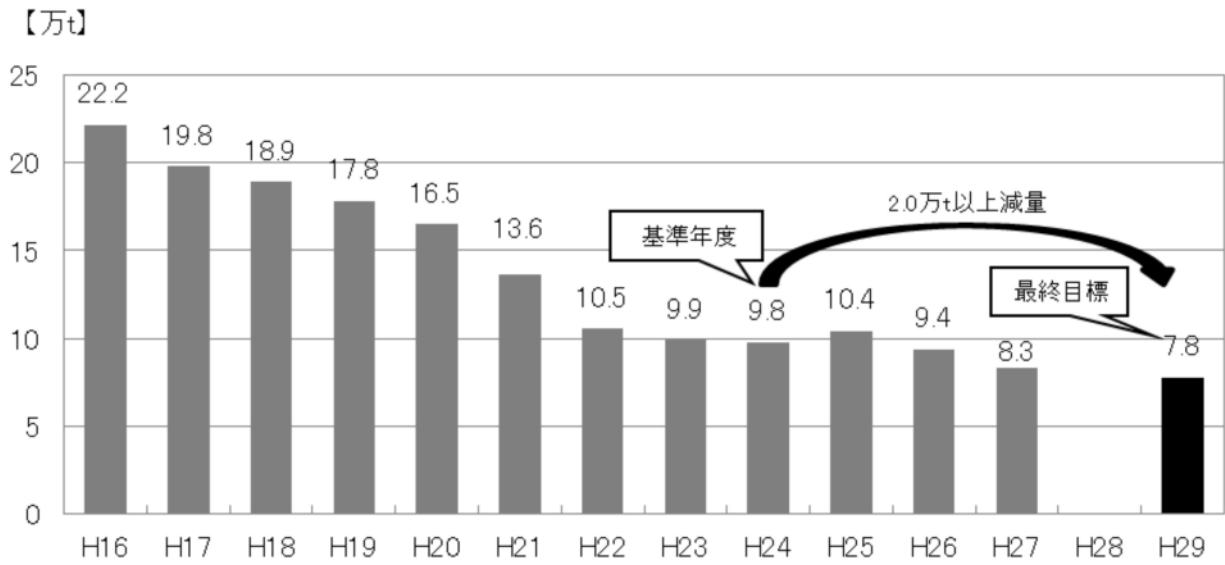
① 目標

埋立処分量	平成 24 年度実績 (9.8 万 t) に比べ、平成 29 年度までに 2.0 万 t 以上減量
-------	---

② 平成 27 年度実績

平成 27 年度の埋立処分量は 83,473t となり、平成 24 年度の 98,034t に比べ 14,561t の減少となった。

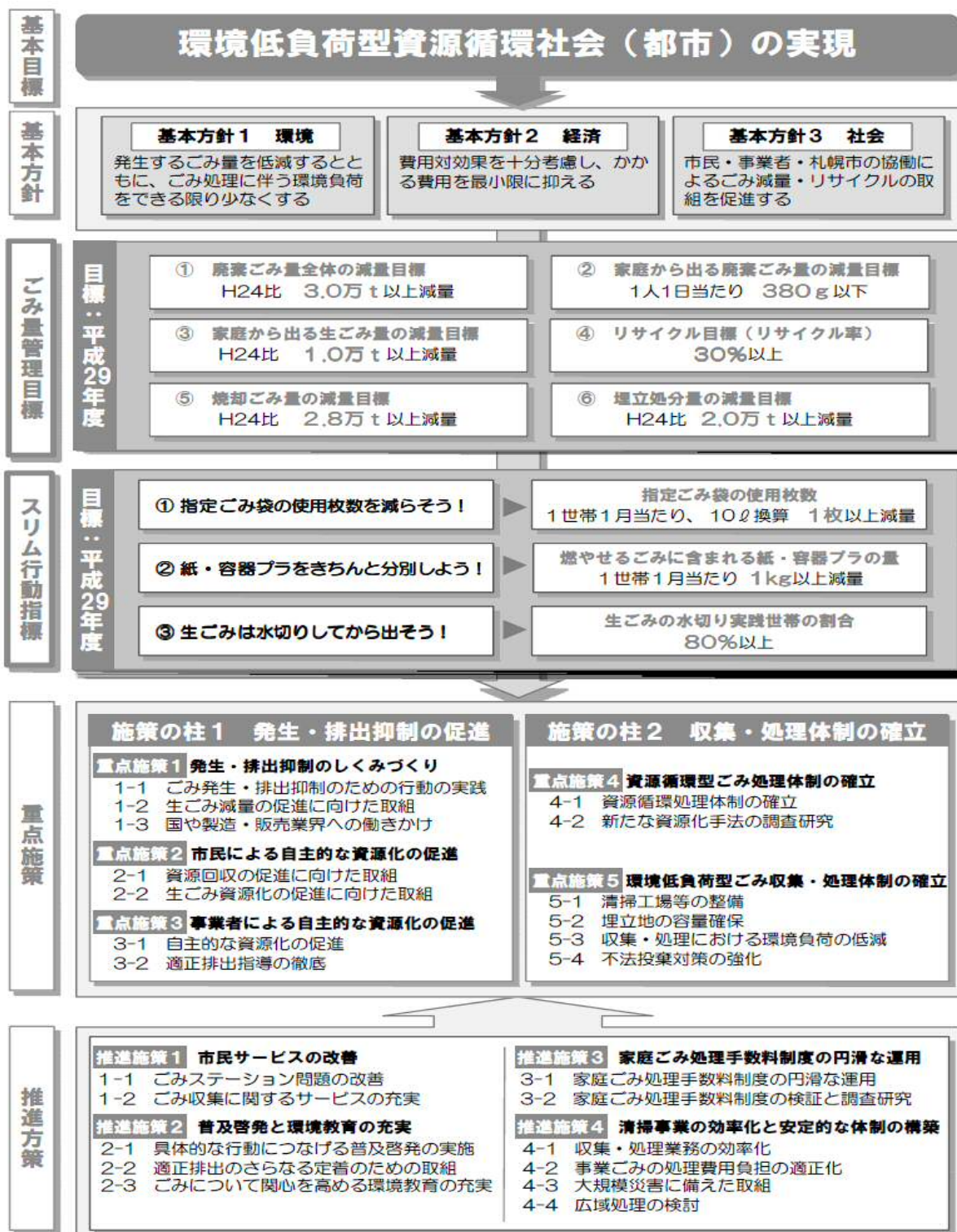
図6 埋立処分量の減量目標



(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

4 「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」の体系図

計画の内容について体系図を作成している。



（札幌市平成28年度清掃事業概要）

II 各課が所管する施設とその現況

清掃施設の整備拡充は、一般公共施設のような行政効果が市民に直接反映するということが少ない反面、多額の財政負担を伴うというきわめて困難な背景があり、施設の長期延命化を図っている。

1 各清掃事務所等

収集作業の起点となる7清掃事務所を配置して、清掃作業に対処し市民生活の向上を図っている。

各事務所等の状況

施設名	所在地	敷地面積	建築構造	延床面積	竣工年月	開設年月
中央 清掃事務所	南区南 30 条西 8 丁目 7-1	8,225 m ²	鉄筋コンク リート造 2 階 建	878 m ²	昭和 59 年 12 月 (改築)	昭和 36 年 12 月
北 清掃事務所	北区屯田町 990 -3	18,923 m ²	木造モルタ ル 2 階建	781 m ²	昭和 51 年 10 月 (移築)	昭和 37 年 12 月
東 清掃事務所	東区丘珠町 873 -1	15,360 m ²	木造モルタ ル 2 階建	776 m ²	昭和 51 年 10 月	昭和 51 年 10 月
白石 清掃事務所	白石区東米里 2170-1	白石工場 に併設	鉄筋コンク リート 2 階建	1,402 m ²	平成 15 年 7 月 (移築)	昭和 43 年 5 月
豊平 清掃事務所	豊平区西岡 520	19,873 m ²	木造モルタ ル 2 階建	835 m ²	昭和 47 年 3 月	昭和 47 年 3 月
南 清掃事務所	南区真駒内 602	駒岡工場 に併設	鉄筋コンクリ ート造 3 階建	駒岡工場 に併設	昭和 60 年 11 月	昭和 60 年 12 月
西 清掃事務所	西区発寒 15 条 14 丁目 2-1	10,000 m ²	鉄筋コンクリ ート造 2 階建	816 m ²	昭和 59 年 12 月 (新築)	昭和 40 年 3 月
処理場 管理事務所	東区東苗穂 2 条 2 丁目 2-1	7,380 m ²	木造モルタル 2 階建	847 m ²	昭和 53 年 11 月 (移築)	昭和 49 年 4 月

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

2 処理場管理事務所が管理しているし尿の下水道投入施設について

し尿処理場は、昭和41年に6処理場1,468kL/日をもって100%衛生処理を達成した。以来、下水道の整備普及に伴い、昭和51年3月に北光処理場を皮切りに、順次各処理場を廃止し、平成7年3月に中沼処理場の廃止をもって全てのし尿処理場を廃止した。し尿処理場に代わる新たな施設として、し尿の下水道投入施設である「クリーンセンター」が平成7年3月に竣工して処理を行っている。

クリーンセンターの状況

施設名	所在地	敷地面積	建築構造	建築面積	延床面積	処理能力	供用開始年月
クリーンセンター	手稲区手稲山口 318	8,332 m ²	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建	1,488 m ²	2,174 m ²	100m ³ /日	平成7年 3月

(札幌市平成28年度清掃事業概要)

3 施設管理課及び各清掃工場が管理しているごみの中間処理施設及び資源化施設について

札幌市のごみ焼却施設は昭和46年に発寒第二清掃工場、昭和49年に厚別清掃工場、昭和55年に篠路破砕工場、昭和60年に駒岡清掃工場、平成4年に発寒清掃工場、平成14年に白石清掃工場が竣工している。これらのうち、発寒第二清掃工場及び厚別清掃工場は白石清掃工場の竣工に合わせ平成14年に廃止された。また、平成21年7月の家庭ごみ新ごみルール（有料化等）施行後の焼却ごみ量の減少を受け、平成23年3月末をもって篠路清掃工場を廃止した。現在の処理能力は、駒岡・発寒・白石の3工場で日量2,100tとなっており、粗大ごみの処理のため発寒、篠路、駒岡の清掃工場に併設した破砕施設が稼働している。

また、資源ごみの処理施設として、ごみ資源化工場では事業系の木くず、紙くず等を原料に固形燃料（RDF）の製造を行っているほか、各選別施設では分別収集された容器包装プラスチック、びん・缶・ペットボトル、雑がみの異物除去等の選別を行っている。このほか、平成21年7月からの新分別区分である「枝・葉・草」については、山本処理場の埋立終了区画を利用したヤードにおいて、堆肥化等に向けた試験運用を行っている。

清掃・破碎工場、資源化施設等の状況

	名称	処理能力	所在地	敷地面積	構造・規模等	竣工年月
焼却施設	発寒清掃工場	600t/24h (300t/24h×2 炉)	西区発寒 15 条 14 丁目 1-1	(注 2) 23,896 m ²	SRC 造ほか、地下 2 階・ 地上 6 階建(工場棟) 建築面積 6,853 m ² 延床 面積 23,691 m ²	平成 4 年 11 月
	篠路清掃工場 (注 1)	—	北区篠路町 福移 153	169,635 m ²	SRC 造ほか、地下 2 階・ 地上 6 階建(工場棟) 建築面積 8,126 m ² 延床 面積 17,822 m ²	昭和 55 年 12 月
	駒岡清掃工場	600 t /24h (300 t /24h×2 炉)	南区真駒内 602	59,430 m ²	SRC 造ほか、地下 2 階・ 地上 7 階建(工場棟) 建築面積 7,182 m ² 延床 面積 20,933 m ²	昭和 60 年 11 月
	白石清掃工場	900t/24h (300t/24h×2 炉) 併設灰融解施 設(注 3) 140t/24h (70t/24h×2 炉)	白石区米里 2170-1	(注 4) 100,563.69 m ²	SRC 造ほか、地下 1 階・ 地上 7 階建(工場棟) 建築面積 16,839 m ² 延 床面積 48,661 m ² ※管理棟、灰溶融棟面 積を含む	平成 14 年 11 月
粗大ごみ破碎	発寒破碎工場(リサイクル工房併設)	150t/5h 〔回転 100t/5h ×1 基〕 〔剪断 50t/5h ×1 基〕	西区発寒 15 条 14 丁目 2-30	12,214 m ²	SRC 造一部 S 造、地下 1 階・地上 4 階建建築面 積 6,423 m ² 延床面積 11,738 m ² (内リサイクル工房 511 m ²)	平成 10 年 9 月

施設	篠路清掃工場併設粗大ごみ破碎工場	150t/5h 〔回転 100t/5h ×1 基〕 〔剪断 50t/5h ×1 基〕	(篠路清掃工場敷地内)		S 造一部 RC 造、平屋一部 2 階建 建築面積 2,723 m ² 延床面積 3,991 m ²	昭和 55 年 12 月
	駒岡清掃工場併設粗大ごみ破碎工場	200t/5h 〔回転 50t/5h ×1 基〕 〔剪断 75t/5h ×2 基〕	(駒岡清掃工場敷地内)		S 造一部 RC 造、地下 1 階・地上 4 階建 建築面積 7,721 m ² 延床面積 11,514 m ²	昭和 61 年 2 月
資源 化 施 設	ごみ資源化工場	200t/日	(篠路清掃工場敷地内)		S 造一部 RC 造、地上 2 階建 建築面積 4,200 m ² 延床面積 6,438 m ²	平成 2 年 3 月
選 別 施 設	中沼プラスチック選別センター (容器包装プラスチック)	82.6t/日	東区中沼町 45-11	8,744 m ²	S 造一部 SRC 造、地上 2 階建 建築面積 4,220 m ² 延床面積 8,374 m ²	平成 12 年 6 月
	中沼資源選別センター (びん・缶・ペットボトル)	105t/5h (35t/5h×3 系 列)	東区中沼町 45-24 運営主体： 札幌市環境 事業公社	16,100 m ²	S 造、地上 2 階建 建築面積 4,666 m ² 延床面積 7,187 m ²	平成 10 年 8 月
	駒岡資源選別センター (びん・缶・ペットボトル)	70t/5h (35t/5h×2 系 列)	南区真駒内 129-30 運営主体： 札幌市環境 事業公社	9,913 m ²	S 造、地上 2 階建 建築面積 3,117 m ² 延床面積 5,291 m ²	平成 10 年 8 月

中沼雑がみ 選別センタ ー	85t/6h	東区中沼町 45-19	19,885 m ²	S造一部RC造、地下1 階・地上2階建 建築面積3,476 m ² 延床 面積4,977 m ²	平成21年 7月 (注5)
---------------------	--------	----------------	-----------------------	---	---------------------

(注1)篠路清掃工場は平成23年3月末廃止(同一敷地内の粗大ごみ破碎工場・ごみ資源化工場は継続稼働中) (注2)旧発寒第二工場用地を含む (注3)灰溶解施設は平成26年6月末に廃止 (注4)白石清掃事務所用地含む (注5)供用開始年月

(札幌市平成28年度清掃事業概要)

4 運営管理を循環型社会推進課が管理しているリサイクルプラザについて

不用品の有効活用とリサイクル意識の向上・定着を図るための拠点施設としてリサイクルプラザを設置することとし、平成10年10月、発寒破碎工場に併設して「リサイクルプラザ発寒工房」を開設した。平成12年度には、地下鉄宮の沢駅に直結する生涯学習総合センターに併設して、展示・交流施設「リサイクルプラザ宮の沢」を開設し、リサイクル品の展示・提供、リサイクル情報の提供、体験教室の開催等の機能を移転した。

また、札幌市で2番目の普及啓発拠点として、平成21年4月19日に厚別清掃工場跡地に「リユースプラザ」を開設した。

リサイクルプラザの状況

施設名	所在地	敷地面積	建設構造	延床面積	開設年月日
リサイクル プラザ発寒工房	西区発寒15条14丁目2-30 (発寒破碎工場に併設)	12,214 m ²	SRC造(一部S)、地下1階・地上4階	1階の一部 511 m ²	平成10年 10月
リサイクル プラザ宮の沢	西区宮の沢1条1丁目1-10 (生涯学習センターに併設)	11,921 m ²	SRC造(一部S)、地下1階・地上6階	1、2階の一部 352 m ²	平成12年 8月
リユースプラザ	厚別区厚別東3条1丁目1-10	1,675.5 m ²	S造 平屋建	床面積 560 m ²	平成20年 12月

(札幌市平成28年度清掃事業概要)

このほかに市内4か所に各地区リサイクルセンターが設置され、その管理も循環型社会推進課が行っている。

5 施設管理課及び施設整備課が計画・建設、処理場管理事務所が管理しているごみの埋立処理場について

燃やせないごみ及び清掃工場焼却灰については、山本処理場、山口処理場の2か所で順次造成を行いながら埋立処分を行っている。平成27年度に山本処理場（山本東地区）の造成を完了し、現在は山本処理場（東米里西地区）の基盤整備を行うとともに、ごみの減量を進め、既存の埋立地の延命化を図っている。

埋立場の状況

施設名称		山本処理場					山口処理場	
地区	山本地区＋山本北地区＋山本東地区＋東米里地区	東米里西地区			第2山口	第3山口		
所在地	厚別区厚別町山本 1065 他					手稲区手稲山口 364 他		
総面積	2,328,000 m ²			359,000 m ²		242,000 m ²	617,000 m ²	
埋立面積	1,406,400 m ²			206,800 m ²		169,000 m ²	337,500 m ²	
造成開始年度	昭和 58 年度			平成 10 年度		昭和 59 年度	平成 7 年度	
埋立開始年度	昭和 59 年度			—		昭和 61 年度	平成 9 年度	
全体容量	10,930,000m ³			1,422,000m ³		2,053,000m ³	3,386,000m ³	
27 年度末 残容量 (未造成含む)	1,124,000m ³			1,422,000m ³		11 年度に埋立終了済	1,454,000m ³	
排水処理施設	施設区分	山本	山本北	山本東	東米里	東米里西	手稲水再生	第3山口
	竣工年月	昭和 59 年 3 月	平成 5 年 3 月	平成 9 年 12 月	昭和 63 年 3 月	平成 12 年 3 月	プラザへ圧送(最大 400 m ³ /日)	平成 8 年 8 月
	処理能力	300 m ³ /日	500 m ³ /日	600 m ³ /日	250 m ³ /日	500m ³ /日	※水質改善	600m ³ /日
	処理方式	回転円板(各施設) ＋ 脱窒素処理(共通 1400m ³ /日 : 平成 17 年度完成) ＋ 凝集沈殿(同上)			回転円板 ＋ 凝集沈殿	回転円板 ＋ 凝集沈殿 ＋ 砂ろ過	に伴い、11 年度に一次処理施設を廃止	回転円板 ＋ 凝集沈殿

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

6 循環型社会推進課が管理している施設について

〈清掃事業資料室〉

昭和 50 年から厚別清掃工場内に札幌市の清掃事業の歴史がわかる貴重な道具や写真を展示する清掃事業資料室を開設し、見学者に開放してきたが、同工場の廃止に伴い、資料室を平成 14 年 12 月に新たに完成した白石清掃工場に移転するとともに、内容の充

実を図った。明治から現在までの札幌市の清掃の歴史を展示しているほか、清掃工場の仕組みやごみ処理の流れを示したパネルなどがあり、札幌市の清掃事業をわかりやすく紹介している。

7 総務課が関係出資団体として所管している環境事業公社について

〈環境事業公社の内容〉

都市廃棄物の適正な処理の形態を維持することにより、市民生活における快適な環境の確保を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に財団法人札幌市環境事業公社を設立した。

(1) 設立年月日 平成2年4月1日

(2) 基本財産 40,000千円

(出資内訳) 札幌市 20,000千円

(社)札幌建設業協会 10,000千円

(3) 事業内容

① 定款に定めるもの

ア 廃棄物の適正処理及び再資源化等の調査研究・普及啓発に関する事業

イ 廃棄物の処理、処分及び資源化に関する事業

ウ 廃棄物の収集運搬に関する事業

エ 廃棄物処理施設等の計画立案、建設、維持管理、運営及び有効利用等に関する事業

オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

② 具体的内容（平成27年度計画）

ア 調査研究・普及啓発事業

(ア) ごみの資源化、リサイクルに関する調査研究

(イ) 環境保全に係るイベントへの協賛及び機関紙の発行等の広報活動

イ 不燃化プリペイド袋リサイクル事業

ウ 資源化事業

(ア) 剪定枝等処理事業

(イ) びん・缶・ペットボトル選別事業

エ 施設管理受託事業

(ア) ごみ資源化工場ほか施設管理事業

(イ) 中沼プラスチック選別センター施設管理事業

- (ウ) 中沼雑がみ選別センター施設管理事業
- (エ) 札幌市リサイクル団地管理事業
- (オ) 大型ごみ収集センター管理運営事業

8 事業廃棄物課が管理しているリサイクル団地について

産業廃棄物は排出者責任のもと処理されるものであるが、処理施設は住民の反対、各種規制等により設置が困難となっていており、一方では広域移動の増大と不法投棄の多発による環境汚染が発生している。

札幌市においても、市域内から発生する建設系廃棄物が大量に近郊市町村に流出し、不適正なかたちで処理された経緯があることから、公共関与によるリサイクルを中心とした処理施設の安定的な供給や適正処理の推進を図る必要が生じた。

この対策として、公共（札幌市）、民間業者、排出事業者が一体となって整備する札幌市の事業系廃棄物の適正処理、リサイクル処理の中核となるモデル的な処理施設群を形成するリサイクル団地を全国に先がけて整備することとしたものである。この団地整備事業に対しては、平成 7 年 9 月に「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」（平成 4 年法律第 62 号。以下「特定施設整備促進法」という。）に基づく特定周辺整備地区の指定を、同年 12 月に特定施設の認定をそれぞれ国から受けている。

平成 6 年度においては、リサイクル団地の管理運営を行う株式会社札幌リサイクル公社（以下「札幌リサイクル公社」という。）を設立したほか、基盤造成工事（3 か年事業）に着手し、平成 7 年度には、前年度に引き続き基盤造成工事を実施するとともに一部民間処理施設が事業を開始、平成 8 年度には団地の基盤造成工事が完了した。その後、平成 9 年度に建設系混合廃棄物破碎選別施設（建設系廃材リサイクルセンター）及び生ごみリサイクルセンター、平成 10 年度に資源物選別センター、平成 11 年度にペットボトルのフレーク化・シート化施設、平成 12 年度にプラスチック油化施設とプラスチック選別センター、平成 16 年に建設系廃材リサイクルセンター敷地内に剪定枝等のリサイクル施設等が操業して施設全体の整備が完了した。

平成 20 年 9 月に札幌リサイクル公社が解散したことに伴い、同年 10 月からリサイクル団地の管理運営は札幌市が行っている。また、建設系混合廃棄物破碎選別施設及び剪定枝等のリサイクル施設は札幌市が取得し、新資源選別施設（中沼雑がみ選別センター）として整備し、平成 21 年 7 月から操業を開始した。平成 23 年 1 月にはプラスチック油化施設を運営する法人が解散し、施設を撤去した。

リサイクル団地の概要

(1) 団地の位置及び面積

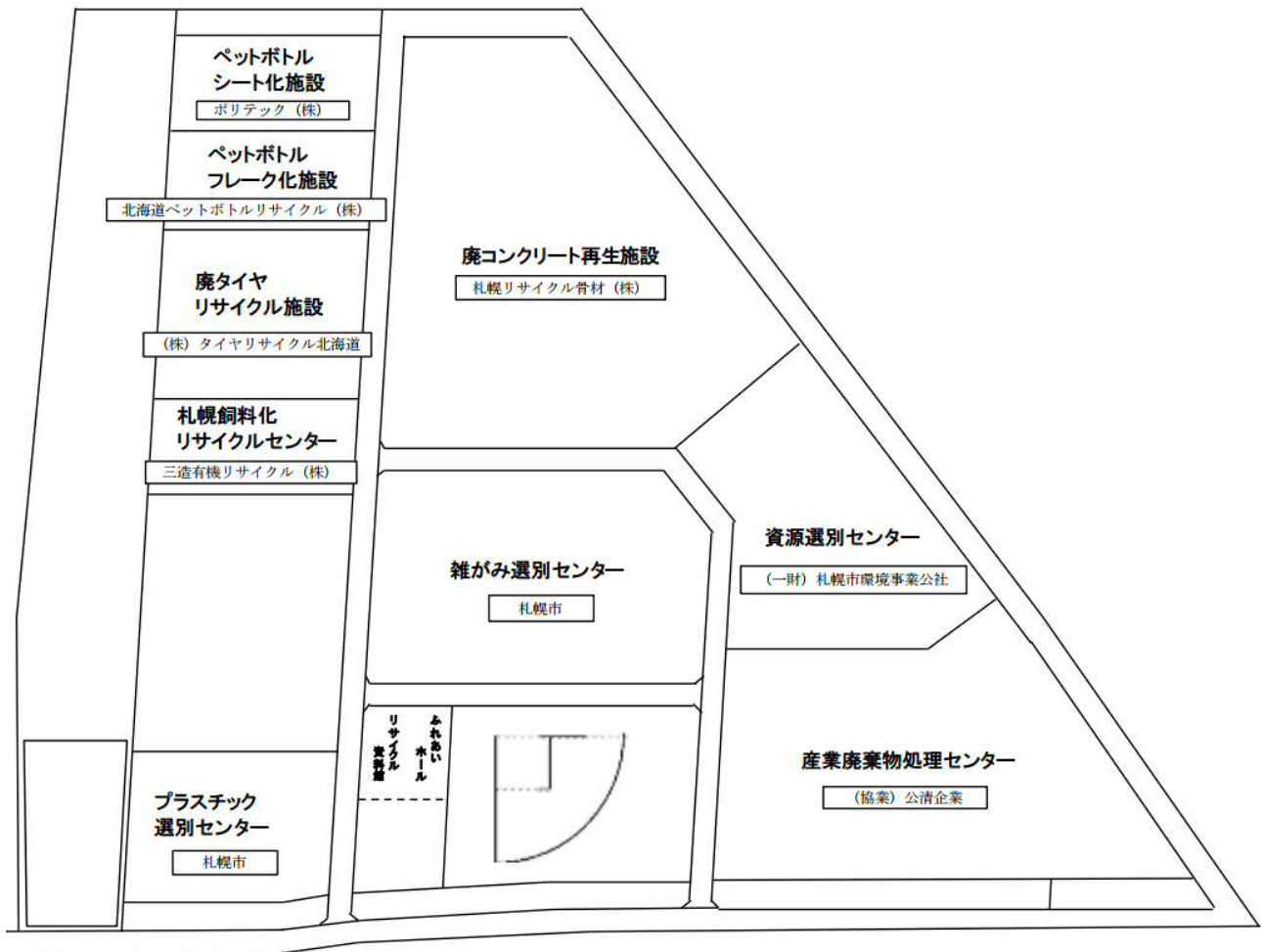
〔位置〕 東区中沼町 45 番地（旧中沼処理場跡地等）	〔造成面積〕 約 23ha
-----------------------------	---------------

(2) 施設の配置状況

法人名	施設名	施設の内容等
ア 札幌リサイクル骨材 株	破砕施設	廃コンクリート再生施設（破砕）
イ （協業）公清企業	(ア) 有機汚泥処理施設 (イ) 無機汚泥処理施設 (ウ) 廃油処理施設 (エ) 焼却施設 (オ) 中和施設	(ア) 有機汚泥の中間処理施設（脱水・乾燥） (イ) 無機汚泥の中間処理施設（脱水・乾燥） (ウ) 廃油再生処理施設（油水分離） (エ) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、その他の産業廃棄物の焼却施設 (オ) 廃酸、廃アルカリの中和施設
ウ 三造有機リサイクル株	札幌飼料化 リサイクルセンター	事業系生ごみの飼・肥料化施設
エ 株タイヤリサイクル北 海道	廃タイヤ リサイクル施設	廃タイヤの破砕施設
オ （一財）札幌市環境事 業公社	資源選別センター	資源物選別施設
カ 北海道ペットボトルリ サイクル株	ペットボトル フレーク化施設	ペットボトルのフレーク化施設
キ ポリテック株	ペットボトル シート化施設	再生ペットフレークのシート化施設
ク 札幌市	(ア) プラスチック 選別センター (イ) 雑がみ選別 センター (ウ) リサイクル資料館	(ア) 市内で分別収集した廃プラスチ ックの選別・圧縮・梱包 (イ) 市内で分別収集した雑がみの選 別等

	(エ) ふれあいホール	(ウ) リサイクルに関する各種資料の 展示 (エ) 団地内福利厚生施設
--	-------------	---

(3) 配置図



(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

Ⅲ 各課が行っている平成 28 年度の清掃事業

1 各課が行っている普及啓発活動

「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」(平成 5 年 4 月 1 日施行) 及び札幌市一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画(改定版)」(平成 26 年 3 月改定)に基づき、ごみ減量・リサイクル並びに環境美化をさらに推し進めるため、平成 28 年

度は次の事業に取り組んでいる。

(1) 家庭ごみの減量についての啓発活動は循環型社会推進課が、清掃、ごみステーション管理についての啓発活動は主に業務課が行っている。

① ごみ減量運動の推進

- ア ごみ減量キャンペーンの実施
- イ 生ごみ堆肥化セミナーの実施及び生ごみ相談窓口の設置
- ウ 生ごみ堆肥化器材等購入助成
- エ 電動生ごみ処理機購入助成
- オ 分別生ごみ資源化事業
- カ 集団資源回収奨励金制度
- キ 家庭系古紙の回収
- ク 蛍光管拠点回収
- ケ エコイベントの推進
- コ レジ袋削減や容器包装簡素化に向けた取組の推進
- サ 「ごみ減量実践活動ネットワーク」への支援
- シ 小型家電リサイクルの実施
- ス 古着拠点回収

② 清掃に関する市民意識の高揚

- ア 新たなおみ排出ルールの周知徹底
- イ 清掃運動の実施
- ウ ごみゼロの日キャンペーンの実施
- エ 札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（平成 16 年条例第 44 号。通称「ポイ捨て等防止条例」。）の指導啓発
- オ 出前講座「さっぽろクリーンミーティング」の実施
- カ スケルトン型ごみ収集車の地域イベント等への参加
- キ ごみ分別アプリの配信
- ク 市民向けの各種資料の発行

③ ごみステーションの浄化推進

④ ごみステーションに関する規程の見直し

⑤ ごみステーションの管理支援

平成 27 年度の具体的活動内容は以下のとおりである。

さっぽろごみパト隊の活動状況（平成 27 年度）

月	ステーションパトロール (延べ箇所数)	開封調査	
		開封袋数 (袋)	排出者特定 (袋)
4月	243,999	7,017	702
5月	237,123	6,855	698
6月	240,305	7,311	653
7月	259,443	7,415	830
8月	241,083	7,268	659
9月	242,926	6,956	661
10月	254,222	7,413	636
11月	233,160	6,700	544
12月	250,533	5,415	430
1月	234,332	4,687	423
2月	247,130	5,264	469
3月	256,694	5,603	482
計	2,940,950	77,904	7,187

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

ごみステーション管理器材の購入助成状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ごみ飛散防止 ネット (枚)	3,193	3,746	4,252	4,032	3,520
カラスよけ サークル (基)	2,423	2,026	1,764	1,630	1,614
助成金額 (円)	19,844,100	19,241,000	20,631,000	21,541,300	21,550,400

※ ネット…購入価格の半額（上限 5,000 円）を助成

サークル…購入価格の半額（上限 7,000 円）を助成

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

箱型ごみステーション敷地内設置費助成状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
助成金交付件数 (件)	656	620	1,022	1,006	1,059
助成金額 (円)	7,428,200	7,390,300	11,458,000	11,425,900	11,380,700

※ 箱型・物置型…設置費の半額（上限 12,000 円）を助成

一部開放型…設置費の半額（上限 7,000 円）を助成

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

ごみステーション数

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
S T 数	40,601	42,043	43,598	45,277	47,151
増加数	1,244	1,442	1,555	1,679	1,874

※ S T : ごみステーション

各年度末の箇所数

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

ごみステーションの増減内訳及び専用共用区分

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
年度当初 S T 数 (A)	39,357	40,601	42,043	43,598	45,277
新設 (B)	1,221	740	751	964	1,396
分離 (C)	420	1,207	1,502	1,282	1,162
廃止 (D)	397	505	707	567	684
年度末 S T 数 (A+B+C-D)	40,601	42,043	43,598	45,277	47,151
専用 S T 数	16,950	18,360	19,944	21,507	23,149
共用 S T 数	23,651	23,683	23,654	23,770	24,002

※ S T : ごみステーション

S T 数、専用 S T 数、共用 S T 数は、各年度末の箇所数

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

(2) 札幌市リサイクルプラザ・札幌市リユースプラザなどリサイクル関係の啓発活動は循環型社会推進課が行っている。

不用品の有効活用とリサイクル意識の向上・定着を図るための拠点施設として、平成 10 年 10 月、発寒破砕工場に併設して修理施設「リサイクルプラザ発寒工房」を、平成 12 年 8 月末には、地下鉄宮の沢駅に直結する生涯学習総合センターに併設して展示・交流施設「リサイクルプラザ宮の沢」を開設した。

「リサイクルプラザ宮の沢」については、平成 15 年度から管理運営を市民団体に委託し、リサイクル品の展示・提供のほか、講座・教室の開催、ホームページや情報誌の発行等による情報提供を行ってきたが、平成 18 年 4 月からは、地方自治法の一部改正により公の施設の管理に「指定管理者制度」が導入されたことに伴い指定管理者による運営となった。

平成 16 年度から、旧白石清掃事務所跡地において、リサイクル品を最小限の手直しで格安で販売する「リユース広場」を開催していたが、平成 20 年 9 月末で旧白石清掃

事務所跡地におけるリユース広場を終了し、新たな「普及啓発の拠点」として、厚別清掃工場跡地に「札幌市リユースプラザ」を新築し、平成 21 年 4 月に開設した。

施設では、リユース品の展示販売、ごみ減量・リサイクルに関する各種教室・講座の開催、市民団体と協働で開催するエコイベント等を通じた多種多様な普及啓発を行っている。また、資源回収拠点として「厚別地区リサイクルセンター」事業を行っている。

なお、厚別地区の他に、中央、北、西地区リサイクルセンターの計 4 か所で様々な資源物を回収している。平成 26 年 10 月には回収品目に古着が追加された。

(3) 家庭ごみの処理についての収集は業務課が行っている。

① 平成 28 年度収集計画

ア 作業対象と収集計画量

全市		作業対象		実施率	収集量	日量	1人1日 当たり排出量	稼働 日数
人口	世帯	人口	世帯					
人	世帯	人	世帯	%	t	t	g	日
1,959,833	930,169	1,959,833	930,169	100	382,400	1,476	535	259

※ 全市人口及び世帯数は平成 28 年 10 月 1 日現在の人口を独自に推計したものである。

イ 収集体制

平成 28 年度収集計画及び車両体制

区分	収集計画量 (t)	車両体制			車種
		市有車 (台)	委託車 (台)	計 (台)	
燃やせるごみ	243,200	77	55	132	8m ³ パッカー車及びプレス車
燃やせないごみ	19,000	—	12	12	8m ³ パッカー車及びプレス車
びん・缶・ペットボトル	34,400	(77)	32	32	8m ³ パッカー車
容器包装プラスチック	29,200	—	47	47	8m ³ パッカー車及びプレス車
雑がみ	21,300	—	20	20	8m ³ パッカー車
枝・葉・草	19,800	—	12	12	8m ³ プレス車
大型ごみ	12,300	—	12	12	8m ³ プレス車及び平ボディー車
地域清掃ごみ	3,200	—	4	4	8m ³ パッカー車及びプレス車
合計	382,400	77	194	271	

※ 直営車は、「燃やせるごみ」のほかに、「びん・缶・ペットボトル」を収集している（直営台数には予備車及び随時作業車を含む。）。

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

② 収集方法

ア 燃やせるごみ

台所ごみ等の可燃ごみ収集で、収集方法は、昭和 46 年 8 月から全市立会い不

要のステーション方式を実施している。

イ 燃やせないごみ

不燃ごみ、焼却不適ごみ収集で、昭和 49 年 10 月から実施している（平成 5 年 3 月までは大型ごみを含む）。

ウ びん・缶・ペットボトル

平成 10 年 10 月（南区は 8 月）から、リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、びん・缶・ペットボトルの資源物収集を実施している。集めた資源物は、2 か所の資源選別センター（東区中沼・南区真駒内）において、材質や色別に選別され、それぞれの再生工場で再商品化されている。

また、資源物として収集したびんと缶の一部を売却することにより得られる益金を、リサイクル推進基金として積み立てし、平成 13 年度からリサイクルの普及啓発や市民のリサイクル運動を支援するために活用している。

エ 容器包装プラスチック

平成 12 年度からの容器包装リサイクル法の全面施行に伴い、平成 12 年 7 月（東区は 4 月）から、容器包装プラスチックの分別収集を開始した。集めたプラスチックは、中沼プラスチック選別センターで不適物を除去し、圧縮・梱包した後、（公財）日本容器包装リサイクル協会及び再商品化事業者に引き渡している。

オ 雑がみ

平成 21 年 7 月から、リサイクルの推進とごみの減量を図るため、雑がみ収集を実施している。集めた雑がみは、10 か所の民間施設及び中沼雑がみ選別センター（東区中沼）等において、再生紙及び固形燃料の原料として再資源化されている。

また、平成 23 年 4 月から、新聞、雑誌、ダンボールは、雑がみの対象から外して集団源回収または回収拠点等を利用することとし、やむを得ずごみステーションに出す場合は燃やせるごみとして排出することとした。

カ 枝・葉・草

キ 大型ごみ

ク 地域清掃ごみ

ケ 使用済み乾電池

コ 廃スプレー缶

サ 廃蛍光管

シ 動物の死体処理

③ 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）

平成 21 年 7 月から、一定要件に該当する要介護者や障がい者に対して、玄関先からのごみの収集や大型ごみを家屋内から運び出して収集する支援事業を行っている。

平成 26 年 4 月からは、対象要件を拡大して実施しており、希望者には、収集の際に、声掛けによる安否確認も実施している。

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
さわやか収集件数	350	484	734	2,498	3,221

※ 平成 21 年 7 月よりさわやか収集実施。

※ 平成 24 年 10 月より西区でモデル事業を開始。

④ 家庭ごみ収集方法等に関する検討

ごみ収集やごみステーションに関する課題を分析することを目的に、平成 22 年度に「家庭ごみ収集方法等に関する調査研究委員会」を設置し、ごみ収集等に関する現状や課題を把握するための意識調査及び他都市調査、戸別収集や小規模ごみステーション方式を実施した場合に必要な車両台数や経費等を推計するためのシミュレーション調査などを実施した。

平成 23 年度は、この調査結果等を踏まえ、家庭ごみの収集方法等に関するあり方を検討することを目的に、第三者委員会である「家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会」を設置した。委員会では、平成 24 年 2 月に、ごみステーションの管理負担軽減や、さわやか収集のあり方に関する対応策などをまとめた最終報告を作成した。

これを踏まえ、札幌市では、「今後の家庭ごみ収集方法等の見直しに向けての方針」を定め、今後、ごみステーション問題の改善に向けた重点化の取組、共同住宅のごみ出しルール違反に対する取組、さわやか収集制度の見直し等を行うこととした。

⑤ 処理処分計画

平成 28 年度のごみ総処理量は 591,500t と推計している。3 清掃工場で 427,830t (72.3%) を焼却処理するほか、ごみ資源化工場・資源選別センター・プラスチック選別センター・雑がみ選別センター等で 117,500t (19.9%) を資源化、埋立前処理として 3 破砕工場で 10,190t (1.7%) を破砕、残余 35,980t (6.1%) については山本処理場等 2 か所の最終処分場で埋立処分する計画である。また、最終処分場の

延命化と焼却灰の再資源化を目的として、焼却灰リサイクルを 15,000t 実施する予定である。

⑥ 自己搬入

一般廃棄物及び一部の産業廃棄物について、処理施設（清掃工場・破砕工場・ごみ資源化工場・埋立処分場）へ持ち込まれたごみを受入している。不適正排出を防止し、廃棄ごみの減量を図るため、平成 18 年度から埋立地に、平成 21 年度からは清掃工場・破砕工場に搬入指導員を配置している。

一般廃棄物処理手数料（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手数料の種類	取扱区分	手数料額
焼却手数料	清掃工場・破砕工場	200 円 /10kg
	ごみ資源化工場	130 円 /10kg
埋立手数料	埋立処分場	200 円 /10kg

産業廃棄物処分費用（平成 28 年 4 月 1 日現在）

取扱区分	分類	処分費用額
清掃工場・破砕工場	—	201.3 円 /10kg
ごみ資源化工場	—	130.2 円 /10kg
埋立処分場	廃石綿等以外	200 円 /10kg ※
	廃石綿等	360 円 /10kg ※

※ 埋立処分場では、上記処分費用と併せて 10 円/10kg の循環資源利用促進税を徴収。
（札幌市平成 28 年度清掃事業概要）

(4) し尿処理については、処理場管理事務所が管理している。札幌市の一般し尿収集作業は、委託により実施している。

① し尿収集計画

ア 要収集対象と収集計画量

全市		要収集世帯		要収集率	収集量	日量	1 人 1 日当 たり排泄量	稼働日数
人口	世帯	人口	世帯					
1,953,833 人	922,826 世帯	7,100 人	3,400 世帯	0.40%	14,172kL	58kL	4.20L	244日

※ 収集量には工事現場等の仮設便所も含むが、1 人 1 日当たり排泄量では除外している。

※ 人口は平成 28 年 4 月 1 日現在の推計である。

(平成 28 年度清掃事業概要)

② 収集体制

委託収集	14,172kL	100%
------	----------	------

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

③ し尿収集方法

札幌市の収集方法は申込み制を採用し、電話で受付けをしている。

ア 申込みによる収集

クリーンセンターの専用電話で受付し、くみ取り申込書を作成している。

申込書は、5 枚複写で内 3 枚はセンター、受付け、作業責任者の控えとし、くみ取り済み書はくみ取り世帯に、残りの 1 枚はくみ取り手数料収納事務のため、処理場管理事務所に送付している。

くみ取り手数料は 1 単位 (27L) につき 320 円 (平成 28 年 4 月 1 日料金改定)、工事現場等で使用する仮設トイレは 530 円 (平成 28 年 4 月 1 日料金改定) である。

イ 外交による収集

収集作業の効率向上を図るため、収集場所付近の世帯の収集も併せて行っている。

④ 浄化槽

市内には、392 基の浄化槽が設置されており、それにかかわる汚泥・汚水及びビルピット汚泥 (し尿を含むもの) を合わせた浄化槽汚泥の処理計画量は下表のとおりである。

なお、浄化槽汚泥及び水洗し尿の収集は、札幌市の許可業者が実施している。

⑤ 処理計画

石狩市及び当別町のし尿及び浄化槽汚泥は、石狩市のし尿処理施設で処理してきたが、当該施設の老朽化に伴い両市町から札幌市に対して受け入れの協議申し入れがあり、札幌市としては、道内連携の推進、既存施設 (札幌市クリーンセンター) の有効活用に貢献できることから、平成 28 年 10 月 1 日より受け入れを行うこととした。

28 年度の一般し尿等の総収集量を、21,802kL と推計し、これをクリーンセンタ

ー（処理能力 100kL/日）でし渣（し尿のごみ）を除去後、水で希釈し、手稲水再生プラザにポンプ圧送する。

（28 年度し尿処理計画）

一般し尿	14,172 kL/年	総処理量	21,802 kL/年
水洗し尿	1,052 kL/年		
浄化槽汚泥	2,482 kL/年		
石狩市・当別町受入 (10月～3月)	4,096 kL/年		

（札幌市平成 28 年度清掃事業概要）

(5) 事業系廃棄物についての業務は、すべて事業廃棄物課が行っている。

① 監視指導体制



② 事業系一般廃棄物の減量施策及び処理状況

i 排出抑制及び資源化の促進

ア 事業者に対する指導について

事業系廃棄物の適正処理・排出抑制・再利用の促進に向けて、15名の事業ごみ指導員が立入指導や普及啓発を行っている。

事業の用に供する部分が 500 m²以上又は 3 階以上の建築物を新設又は増築する場合には、事業者より「事業系廃棄物保管場所等設置計画書」の提出を受け、適切な廃棄物保管場所面積の確保に努めている。

事業の用に供する部分が 1,000 m²以上の大規模建築物の所有者からは、毎年「事業系廃棄物減量計画書・処理実績報告書」の提出を受け、その内容を精査するとともに立入指導等を行い、事業系廃棄物の減量・再資源化に努めている。

小規模事業所については、各事業所からの排出量が少ないためにリサイクルが進みづらい状況にあり、この課題の解消に向けて、商店街等地域団体単位でリサイクルを行う事業を市内全 10 区 22 地区 25 商店街で行っており、活動の状況等を紹介するニュースレター「ショリクマ通信」を平成 26 年 6 月から発行している。

また、平成 24 年度から、商店街などを対象に、事業系資源ごみ回収ボックス設置費補助事業を行っている（累計 49 件 54 基）。

これらの施策が功を奏し、事業系廃棄ごみ量は年々減少傾向にあり、今後も継続的な指導や普及啓発に取り組んでいくこととしている。

保管場所に対する指導実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
対象建築物数	147件	188件	189件	140件	140件

大規模事業所に対する指導実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
対象事業所数	4,535件	4,551件	4,609件	4,610件	4,610件
減量計画書提出事業所数	4,245件	4,251件	4,329件	4,325件	4,295件
減量計画書提出率	93.6%	93.4%	93.8%	93.8%	93.2%
(参考) 事業系廃棄ごみ量	216,455t	213,483t	217,435t	207,215t	208,078t

大規模事業所における資源化の状況

	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	分別 実施率 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)	分別 実施率 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)	分別 実施率 (%)	排出量 (t)	構成比 (%)
資源物	古紙	84.1	78,293	85.2	82,604	85.2	83,024	67.1	
	びん・缶・ペット	95.4	11,872	95.1	12,553	95.8	12,401		
	資源化ごみ	36.8	9,625	36.3	9,637	35.4	9,663		
	生ごみ	20.5	33,757	20.0	31,544	19.8	30,050		
一般ごみ		67,111	33.4	66,019	32.6	66,232	32.9		
合計		200,658	100.0	202,357	100.0	201,370	100.0		

※排出量は事業者からの報告によるもの

(札幌市平成28年度清掃事業概要)

事業ごみ指導員による不適正排出事業者指導

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不適正排出事業者指導件数 (うち家庭ごみステーションへの不適正排出指導件数) ※同案件への重複指導を除く	49件 (12件)	49件 (12件)	33件 (14件)

(札幌市平成28年度清掃事業概要)

イ 収集体制の効率化

事業系一般廃棄物の減量、再資源化を促進するため、多分別収集等に対応した一元的な収集運搬業の許可体制を維持し、より効果的な収集体制の整備を図っていく。

ウ 事業系紙ごみの資源化

事業系廃棄物の中の紙ごみの分別の徹底を図り、「古紙回収協力店制度」をはじめ、古紙回収業者等による回収及びごみ資源化工場での固形燃料化を促進する。

エ 事業系生ごみの資源化

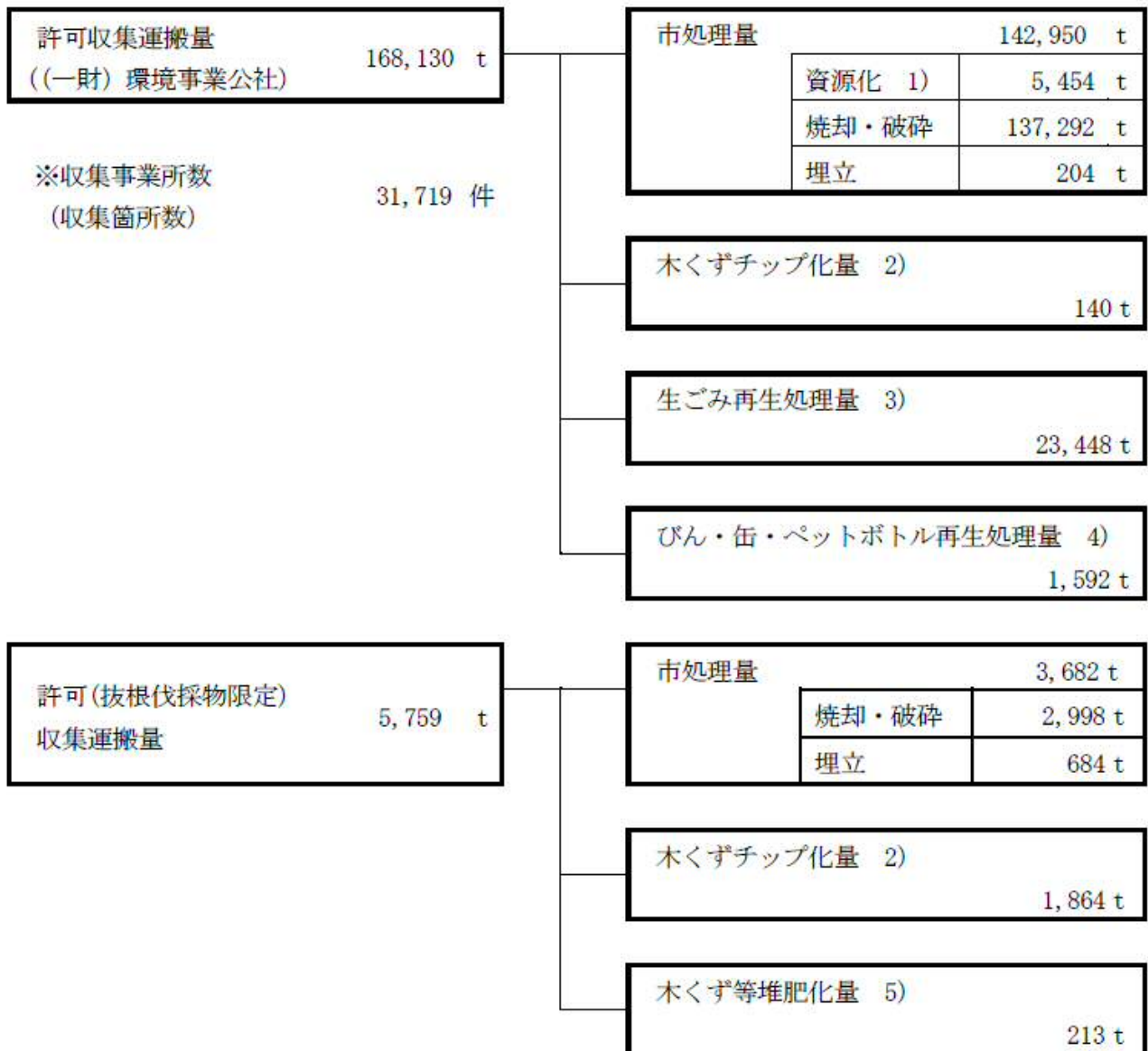
病院、学校、ホテル、デパート・スーパー等から排出される良質な生ごみについて、3か所の生ごみリサイクルセンターを活用し、飼・肥料材への再生処理を促進する。

オ パンフレット、ホームページ等による普及啓発

事業者向けに廃棄物の適正な処理についてわかりやすく解説した「オフィス・店舗向け 事業ごみ分別・処理ガイドブック」や商店街古紙回収事業の取組等を紹介するニュースレター「ショリクマ通信」を作成・配布するとともにホームページにおいても公開している。

ii 収集及び処理状況

ア 事業系一般廃棄物の許可業者による収集運搬量と処理方法（平成27年度）



- (注) 1 紙くず等の固形燃料化
 2 ごみ資源化工場
 3 札幌飼料化リサイクルセンター
 定山溪環生舎
 環生舎
 4 中沼資源選別センター
 駒岡資源選別センター
 5 定山溪環生舎
- 北) 篠路町福移 153 篠路清掃工場敷地内
 東) 中沼町 45 リサイクル団地内
 南) 定山溪 896
 石狩市新港中央 2 丁目 757-11
 東) 中沼町 45 リサイクル団地内
 南) 真駒内 602 駒岡清掃工場隣接
 南) 定山溪 896

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

イ 一般廃棄物処理施設数（平成 28 年 3 月 31 日現在）

市）焼却施設	3	びん・缶・ペットボトル選別施設	2
市）破碎施設	3	びん破碎施設	1
市）管理型最終処分場（埋立地）	2	ペットボトル破碎施設	1
市）固形燃料化施設（紙くず等）	1	チップ化施設（移動式）	8
市）チップ化施設（木くず）	1	家電テレビ・パソコン選別破碎施設	1
市）雑がみ選別施設	1	生ごみリサイクル（飼料化）施設	1
市）不燃物破碎施設	1	生ごみ等リサイクル（堆肥化）施設	2
市）プラスチック選別施設（容器包装）	1	自動車用タイヤ破碎施設	1
		焼却施設（民間自己処理）	1
計			31

（札幌市平成 28 年度清掃事業概要）

ウ 一般廃棄物（枝根限定）収集運搬許可業者数（平成 28 年 3 月 31 日現在） 98

③ 浄化槽の指導計画

i 設置状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

注：（ ）内は個人住宅への設置分

	単独処理	合併処理	計		単独処理	合併処理	計
中央区	4(3)	10(4)	14(7)	豊平区	1(0)	12(6)	13(6)
北区	9(6)	52(34)	61(40)	清田区	12(3)	11(1)	23(4)
東区	11(9)	31(24)	42(33)	南区	46(35)	129(95)	175(130)
白石区	6(4)	24(8)	30(12)	西区	3(1)	5(2)	8(3)
厚別区	0(0)	8(2)	8(2)	手稲区	2(1)	16(9)	18(10)
全市計	94(62)	298(185)	392(247)				

（札幌市平成 28 年度清掃事業概要）

ii 許可・登録業者数（平成 28 年 3 月 31 日現在）

浄化槽清掃業 25

浄化槽保守点検登録業 33

iii 重点指導項目

ア 立入指導、定期検査、維持管理状況報告を徴収するなどの監視指導を行う。

イ 浄化槽設置者に対し、保守点検業者との書面契約を促進するなど、適正な維持管理の指導を行う。

- ④ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）

年間約 330 万台排出される使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るために自動車リサイクル法に基づく処理がされている。

※ 許可・登録業者数（平成 28 年 3 月 31 日現在）

引取業	303
フロン類回収業	85
解体業	42
破砕業	2

- ⑤ その他産業廃棄物の指導等も行っている。

- (6) 清掃事業で使用されるごみ収集車及びごみパト隊車両等の整備管理は業務課が行っている。

車両整備は、保有車両の故障等による欠車率を最小限に止め、清掃事業を円滑に推進させるため、計画的かつ効率的に実施している。

このためには、整備管理者との連絡を密にして「故障を起こさない」という意識に徹し、清掃車両の安全稼働を確保している。

平成 24 年 4 月、整備工場の閉鎖に伴い、車両整備は軽易な修理交換・架装部分の定期点検を除き、車検・法定点検及びシャシ・板金塗装等の修繕は、外注で実施している。

i 清掃車両整備計画（平成 28 年 4 月 1 日現在）

（単位：台）

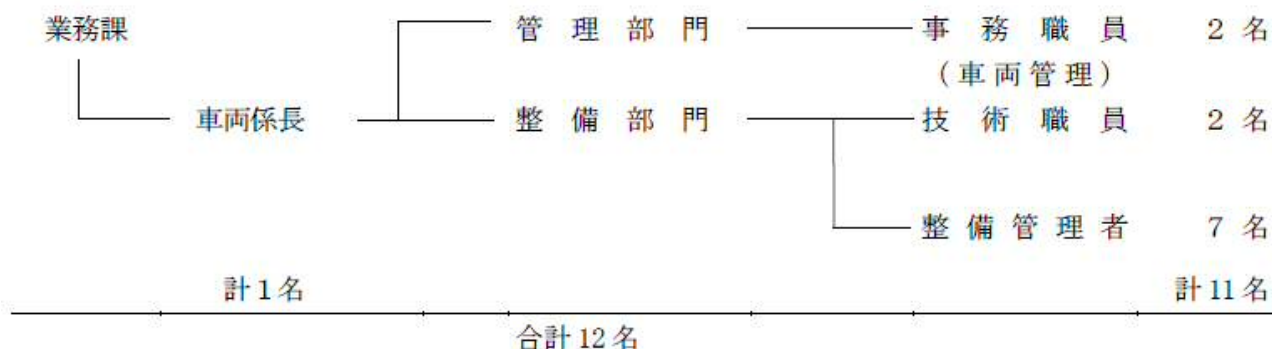
自家・外注区分 整備区分	自家 整備	外注 整備	計
車検	—	137	137
定期	574	301	875
臨時	816	264	1,080
計	1,390	702	2,092

（整備対象車は、ごみ収集車両 77 台・その他車両 76 台の計 153 台）

（定期整備のうち、自家整備 574 台は、ごみ収集車の架装装置 1 か月点検であり延べ台数を示す。）

（札幌市平成 28 年度清掃事業概要）

ii 整備作業体制



(7) 清掃工場、破碎工場、その他ごみ埋立処分場の計画、整備は施設管理課、施設整備課、処理場管理事務所が行っている。

① 清掃工場等建設・整備

札幌市のごみ焼却施設は昭和 46 年に発寒第二清掃工場、昭和 49 年に厚別清掃工場、昭和 55 年に篠路清掃工場、昭和 60 年に駒岡清掃工場、平成 4 年に発寒清掃工場、平成 14 年に白石清掃工場が竣工している。これらのうち、発寒第二清掃工場及び厚別清掃工場は白石清掃工場の竣工に合わせ平成 14 年に廃止された。また、平成 21 年 7 月の家庭ごみ新ごみルール（有料化等）施行後の焼却ごみ量の減少を受け、平成 23 年 3 月末をもって篠路清掃工場を廃止とした。現在の処理能力は、駒岡・発寒・白石の 3 工場で日量 2,100 t となっており、粗大ごみの処理のため発寒、篠路、駒岡の清掃工場に併設した破碎施設が稼働している。

これらの清掃工場において焼却により発生する熱は、場内の暖房・給湯・ロードヒーティング等を始め、自家発電にも利用され、余剰電力は電力会社に売却している。ほかには、地域暖房・保養センター等への外部熱供給としても利用されている。

また、循環型社会の形成を目指しリサイクル施設の整備を行っており、平成 2 年に廃木材・紙類などで固形燃料を生産するごみ資源化工場を北区篠路、平成 10 年に「びん・缶・ペットボトル」を選別する資源選別センターを環境事業公社の事業として東区中沼・南区真駒内の 2 か所、平成 12 年に「容器包装プラスチック」を選別するプラスチック選別センターを東区中沼、平成 21 年に「雑がみ」を選別する雑がみ選別センターを東区中沼に竣工した。また、平成 21 年より山本処理場の埋立終了区画の一部を枝・葉・草資源化ヤードとして整備し、「枝・葉・草」のリサイクルに向けた試験運用を行っている。

現在、駒岡清掃工場の更新事業は、エネルギー供給拠点としての役割を強化する

ため、より効率的なエネルギー回収を目指し、高効率発電や熱利用等を推進することを目指した基本構想の策定を進めている。また、「札幌市環境影響評価条例」（平成 11 年条例第 47 号。平成 25 年 10 月 1 日改正。）及び「都市計画運用指針」（平成 25 年 4 月 1 日改正）に基づき、それぞれ環境影響評価と都市計画決定に向けた手続きも行っている。

なお、既存の施設については適正なごみ処理を行うため、計画的に老朽化した部分の改修等を実施している。

② ごみ埋立処分場造成・整備

リサイクルできない不燃物などについては、埋立処分を行う必要があり、現在は手稲山口の山口処理場と厚別町山本の山本処理場で受入を行っている。今後も安定した埋立処分を行うため、既存の埋立地の延命化を図るとともに、計画的に新たな埋立容量を確保していく必要がある。

埋立ごみ量の減少に伴い、平成 12 年度以降埋立地の造成は先送りしていたが、山本処理場の既存埋立区画の残存容量が残り少なくなったことから、平成 16 年度より山本処理場山本東地区において基盤整備に着手し、平成 22 年度より新たな埋立区画の貯留施設の造成を再開した。当該地区の造成は平成 27 年度に完了し、現在は山本処理場東米里西地区の基盤整備を行っている。

また、既存の埋立地においては埋立の進捗に合わせ、築堤嵩上げ等の埋立地整備を行っている。

(8) 処理手数料などの条例制定などの事務は現在、循環型社会推進課が行っている。

(昭和 47 年 4 月以降)

(表中、表記のない金額の単位は円)

区分	清掃手数料					産業廃棄物処理費用				
	家庭ごみ (燃やせるごみ) (燃やせないごみ)	事業 ごみ	くみ取 手数料	汚泥処分 手数料	焼却手数料		埋立 手数料	清掃 工場 で処分	資源化 工場で 処分	埋立 処理場 で処分
					清掃工場 に搬入	資源化工 場に搬入				
改訂年月	単位 指定袋の容量 50・100・200・400	200	270	270	※10kg	※10kg	※10kg	※10kg	※10kg	※10kg
S47.4	無料	※左表参照 15	※左表参照							
S49.5		20								
S51.4			45	15						
S52.10		25		100			100	100		100
S55.4		35		150			150	150		150
S59.4		40		200			200	200		200
S63.4		45	110	35	300		300	300		300
H2.4						300				
H4.4		55 (13)	130	40	450	450	450	450		450
H6.6		70 (17)			700	450	700	700	450	700
H8.4		80	150	50	900	600	900	900	600	900
H10.4		(20)			90	60	90	90	60	90
H12.4			180	60						
H13.1		90			110	70	110	110	70	110
H17.4		(22)								
H17.10			210	70				130	90	
H18.10			100		130	90	140	130.4	90.1	140
H19.4		(23)						130.9		
H20.4			240					131.3	90.2	
H21.1			仮設	80						
H21.7		350		170	110	170	171.3	110.2	170	
H24.4		280								
H25.1	50 10円 100 20円 200 40円 400 80円	130	100							
H28.4		320 仮設 530	120	200	130	200	201.3	130.2	200	

※ 清掃手数料の () 内の金額は、1 kg あたりの金額である。

※ 大型ごみの清掃手数料 (平成 10 年 1 月～) は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則で定める額。

※ 平成 10 年 4 月以前の単位は、100kg である。

(札幌市平成 28 年度清掃事業概要)

2.7 各政令指定都市との比較

ここでは、札幌市と同様の政令指定都市について、現在ある 20 都市と比較可能で有用と考えられる項目について比較検討を行う。

I 一般廃棄物の収集運搬業許可業者数（平成 27 年 1 月 1 日現在）

都市名	人口	調査項目
札幌市	1,943,723人	市域全体 限定:1(浄化槽汚泥・水洗し尿)、限定:96(伐採物・抜根のみ)
仙台市	1,073,926人	A地域限定:4 B排出者限定:5 C廃棄物種類限定:47
さいたま市	1,260,879人	事業ごみ(可燃物:97社) 【限定許可】 道路公園等清掃ごみ:1社、市内廃家電品限定:2社、他市廃家電品荷卸限定:38社、木くず限定:3社、木質チップ限定:1社、し尿・浄化槽汚泥限定:9社
千葉市	966,639人	可燃ごみ市内全域:29社 限定:10社 (千葉地方卸売市場内ごみ、胞衣及び婦人汚物2社、国道の道路清掃ごみ、NTT幕張ビル内ごみ、実験動物死体及び付随汚物、千葉火力発電所の取水路清掃外ごみ、大宮学校給食センターの食品残渣、空気郵送システム区域内のごみ、樹木・草)以下事業系・家庭系区別なし し尿(汲取・仮設WC):5社(地域割有) 上階層汚泥:8社(地域割無)
横浜市	3,711,450人	全116社 ・品目限定なし 94社 ・品目限定許可 22社 うち 動物の死体等限定 1社 木くず限定 6社 生ごみ限定 1社 木くず及び生ごみ限定 1社 車道清掃限定 13社
川崎市	1,461,450人	114(事業系一般廃棄物に限る)
相模原市	722,949人	市内全域:104 限定:6(浄化槽汚泥)
新潟市	804,315人	許可業者数:108 (一般ごみ地域割あり) 内訳 一般ごみ(木くず類重複含む):45 浄化槽汚泥(一般ごみ等重複含む):28 木くず類等:35
静岡市	706,125人	47業者(限定許可業者を除く) 限定:3業者(動植物性残さ)、限定:2業者(魚のあら、わた)、限定:7業者(し尿及び浄化槽汚泥(ディスポーザー排水処理システム汚泥を含む))、限定:4業者(し尿及び浄化槽汚泥)、限定:2業者(浄化槽汚泥(ディスポーザー排水処理システム汚泥を含む))、限定:2業者(浄化槽汚泥)、限定:13業者(特定家庭用機器再商品化法対象物 地域割:有(市町合併等の影響により合併前の旧市町における許可の範囲に制限。3区域となっている。))
浜松市	810,317人	限定許可業者 ・一般廃棄物(市内を合併前の市町村域に基づく5区域に分割した地域割り有):50業者 ・家庭系ごみ:1業者 ・魚アラ:2業者 ・実験動物の死体等:1業者 ・事業系可燃ごみ(他市):8業者 ・し尿及び浄化槽汚泥:7業者

都市名	人口	調査項目
名古屋市	2,277,565人	市域全域:29 限定:3(浄化槽汚泥) 限定:7(排出者限定) 限定:5(食りのみ) 限定:1(実験動物死体のみ) 限定:20(特定廃家電のみ)
京都市	1,468,913人	(事業系一般廃棄物収集運搬業者数) 収集茎の指定は行っていない。 取扱品目 ごみ:83業者、木くず:94業者、食品廃棄物:42業者、魚あら:6社、ちゅうかい:2社、実験動物:2社 (浄化槽汚泥等)市域全域:17社
大阪市	2,686,990人	市域全域:309 限定:28(し尿及びし尿を含む汚泥) 限定:2(動物の死体並びに糞・マット)
堺市	839,624人	市域全域:95 限定:1(実験動物の死体及びふん尿) 限定:27(浄化槽清掃汚泥等)
神戸市	1,537,237人	市域全域:20 地域限定:1 限定:12(浄化槽汚泥・し尿) 限定:2(実験動物死体)
岡山市	715,365人	市域全域:97 限定:1(木くず) 限定:1(食品残さ) 限定:2(区域限定)
広島市	1,188,398人	【業務第一課】 市域全域(一部除外あり):51 (うち種類限定:1(FRP製廃船)) 地域限定:3 【業務第二課】 ・浄化槽汚泥 一部事務組合所管区域を除く 市域:24 ※1.し尿については、収集運搬業者に委託。 ※2.事業系の区分を設けずに収集運搬を行っている。
北九州市	962,624人	地域割無し A類(ふん尿を除く一般廃棄物):92 B類(A類のうち、汚水対策を必要とする廃棄物を除くもの):73 D類(浄化槽汚泥):8 E類(家電リサイクル法対象品目) F類(食品循環資源):6
福岡市	1,521,881人	・一般廃棄物全般13業者(地域割り有) 限定 ・食品残さ 7業者 動物の死体 1業者 公園ごみ 2業者 燃えがら(焼却灰及び飛灰) 1業者 し尿浄化槽汚泥、ビルビット汚泥(ただし、し尿を含める者に限る。)、ディスプレイ廃水処理システムからの排水汚泥 2業者 街路施設清掃ごみ 1業者
熊本市	740,289人	【ごみ】 限定なし:90 限定:29(引越しごみ) 【し尿】 浄化槽汚泥収集運搬業者数:10社 (地域割り有 し尿及び単独処理浄化槽の汚泥について、小学校区を単位とした地区割を実施、合併処理浄化槽汚泥について限定なし)。

(環境事業部作成資料)

事業系一般廃棄物の収集運搬業許可については、札幌市のみが一社体制である。一般廃棄物の収集運搬業許可は市町村の権限であり、札幌市では、事業系一般廃棄物の減

量・リサイクルを推進するための多分別収集に対応するとともに小規模事業所から効率的かつ一律料金で収集する体制の確保を目的に、平成6年から一社体制を確立し、その後、現在までこの体制となっている。

一社体制によるメリットとデメリットの両方が存在すると考えられるが、他の政令指定都市が一社体制を選択していない現状では、札幌市は独自のものとなっている。

II 一般廃棄物の埋立・焼却手数料について

一般廃棄物の埋立・焼却手数料

政令指定都市 (H27.1現在)

	埋立	焼却
札幌市	200	200
仙台市	100	100
新潟市	130	130
さいたま市	—	170
千葉市	200	200
川崎市	—	120
横浜市	130	130
相模原市	—	180
静岡市	108	108
浜松市	124	124
名古屋市	200	200
京都市	100	100
大阪市	—	90
堺市	—	110
神戸市	140	80
広島市	100	100
岡山市	130	130
北九州市	100	100
福岡市	140	140
熊本市	150	150

道内市 (H28.7現在)

	埋立	焼却
小樽市	71	71
旭川市	104	75
帯広市	170	170
江別市	110	110
北広島市	86	—
石狩市	120	120

※単位：円/10kg

※各市のHPにて調査したもの

※家庭ごみの自己搬入については、別に設定している政令指定都市がある。

※項目ごとに、品目別・重量別等の金額に幅がある場合は、最小金額を記載している。

(環境事業部作成資料)

一般廃棄物の埋立・焼却手数料については、政令指定都市の中で最も高い手数料となっている。

清掃事業における排出者負担について、どの程度が妥当かどうかは排出者である市民、事業者、行政、議会の中で議論すべき事項であり、一概に判断できないが、他の都市との比較公開は必要であると考えられる。

Ⅲ 家庭ごみの指定袋の価格比較（平成 28 年度）

	都市名	指定ごみ袋料金	
		45kL価格 (単位：円)	価格の 決定方法
1	札幌市	90	市指定価格
2	北九州市	50	市指定価格
3	新潟市	45	市指定価格
4	京都市	45	市指定価格
5	岡山市	50	市指定価格
6	福岡市	45	市指定価格
7	仙台市	40	市指定価格
8	千葉市	36	市指定価格
9	熊本市	35	市指定価格
10	浜松市	-	自由価格
11	神戸市	-	自由価格
12	名古屋市	-	自由価格
13	静岡市	-	自由価格
14	さいたま市	-	指定袋なし
15	横浜市	-	指定袋なし
16	川崎市	-	指定袋なし
17	相模原市	-	指定袋なし
18	大阪市	-	指定袋なし
19	堺市	-	指定袋なし
20	広島市	-	指定袋なし

（各政令指定都市のホームページより包括外部監査人作成）

家庭ごみの指定袋の料金について、札幌市における家庭ごみの収集料金とされる指定袋はリットル当たり 2 円で、政令指定都市としては最も高く、他の同様の方式による指定袋の平均の 2 倍以上に達している。また、全く無料や市販での袋で収集されている都市などもある。札幌市では、この指定袋の料金の使途として、新たな分別の開始、市民の取組支援、家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進、ごみステーション問題の改善や市民サービス向上等を挙げている。これらの事業が効率的、効果的であるかどうか、継続的な議論が必要である。いずれにしても他の都市と比較可能な情報公開が議論する上での前提である。

Ⅳ 家庭ごみのうち燃やせるごみの収集方法の状況

ステーション方式とは一定の収集場所が指定されている場合、戸別方式とは各家庭戸別に収集する場合をいう。

都市名		ごみの収集方法 収集方法区別
1	札幌市	ステーション方式
2	北九州市	ステーション方式
3	新潟市	ステーション方式
4	京都市	戸別方式
5	岡山市	ステーション方式
6	福岡市	戸別方式
7	仙台市	ステーション方式
8	千葉市	ステーション方式
9	熊本市	ステーション方式
10	浜松市	ステーション方式
11	神戸市	ステーション方式
12	名古屋市	戸別方式
13	静岡市	ステーション方式
14	さいたま市	ステーション方式
15	横浜市	ステーション方式
16	川崎市	ステーション方式
17	相模原市	ステーション方式
18	大阪市	戸別方式
19	堺市	戸別方式
20	広島市	ステーション方式

(各政令指定都市のホームページより包括外部監査人作成資料)

政令指定都市の中では、ステーション方式による収集方法が多いが、戸別方式を進めている自治体もあり、ステーション方式を選択していることについて市民の理解が重要である。

V 清掃事業についての今後の課題

各市町村におけるごみについての重要な課題として、ごみ有料化によるごみ減量化が進むか、委託等を通じての収集効率化ができるか、ごみ減量とともに中間処理費が削減できるか、資源のリサイクル化の一層の推進ができるか、という点であると考えられる。また、有料化や財政的支出が伴う場合に、どのような支出に充てられるのか、排出者の負担をどこまで求めていくのかの議論も必要となってくる。